

静岡県新文化施設運営事業

公共施設等運営権実施契約書（案）

令和7年12月

静岡県

静岡県新文化施設運営事業 公共施設等運営権実施契約書

第1	事業名	静岡県新文化施設運営事業
第2	事業の対象施設	静岡県新文化施設
第3	事業の場所	静岡県駿東郡長泉町東野 347 番地 1
第4	契約期間	自 本契約の締結日 至 第 83 条(契約の有効期間)に定めるとおり
第5	運営権の存続期間	自 県が定める日 至 第 84 条第 2 項から第 3 項(事業期間)に定めるとおり
第6	運営権の対価	運営権対価の金額は 0 円とする

上記の事業について、静岡県（以下「県」という。）と公共施設等運営権者となる[事業者名]（以下「事業者」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によってこの公共施設等運営権実施契約書（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書〔〕通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者が総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 48 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和〔〕年〔〕月〔〕日

静岡県
静岡市葵区追手町 9 番 6 号
静岡県知事 鈴木 康友

事業者
【事業者所在地】
【事業者名】
代表取締役社長

目次

第1章 総則	5
第1条（目的）	5
第2条（用語等の定義等）	5
第3条（本事業の趣旨）	5
第4条（責任分担の原則）	5
第5条（事業日程）	5
第6条（本業務の概要）	6
第7条（業務の実施）	6
第8条（本事業の資金調達）	6
第9条（本事業の収入）	6
第10条（許認可の取得等）	6
第11条（事業者による表明及び保証並びに誓約）	7
第12条（事業者貸与対象資産）	7
第13条（県の業績監視）	8
第14条（県による現地における確認への対応）	8
第15条（債務不履行による損害）	8
第16条（第三者に及ぼした損害）	9
第17条（要求水準書の変更）	9
第18条（近隣対策及び近隣対応）	9
第19条（緊急事態等対応）	9
第2章 業務実施体制等	10
第20条（業務実施体制）	10
第21条（統括責任者）	10
第22条（業務責任者）	10
第23条（業務従事者）	11
第24条（統括責任者の権限）	11
第25条（統括責任者等に対する措置請求）	11
第26条（第三者への委託）	11
第27条（業務計画書等）	12
第28条（業務報告書）	12
第3章 公共施設等運営権の設定等	12
第29条（本施設の引渡し）	12
第30条（公共施設等運営権の設定及び効力発生）	12
第31条（公共施設等運営権に基づく業務の開始）	13

第 32 条（指定管理者の指定）	13
第4章 本施設.....	13
第 33 条（本施設の契約不適合責任）	13
第 34 条（本施設の一部貸付）	14
第5章 統括管理業務.....	14
第 35 条（統括管理業務の実施）	14
第 36 条（統括管理業務実施体制の確認）	14
第6章 修繕・更新投資及び開業準備業務.....	15
第 37 条（修繕・更新投資及び開業準備業務の実施）	15
第 38 条（修繕・更新投資及び開業準備業務実施体制の確認）	15
第 39 条（開業準備業務における職員配置等）	15
第 40 条（調査）	15
第 41 条（調査における第三者の使用等）	16
第 42 条（本施設に係る内装工事）	16
第 43 条（事業期間開始予定日の通知）	17
第 44 条（運営事業期間開始予定日の変更とサービス対価等の調整）	17
第7章 運営業務.....	17
第 45 条（運営業務の実施）	17
第 46 条（運営業務実施体制の確認）	17
第 47 条（本施設の利用等）	17
第 48 条（利用料金の設定及び収受）	18
第 49 条（災害・緊急事態等発生時の施設利用等）	18
第8章 維持管理業務及び庭園維持管理業務.....	18
第 50 条（維持管理業務及び庭園維持管理業務の実施）	18
第 51 条（維持管理業務及び庭園維持管理業務実施体制の確認）	19
第 52 条（施設の損壊）	19
第9章 供用開始.....	19
第 53 条（供用開始）	19
第10章 附帯事業（自主事業及びバリューアップ投資）.....	20
第 54 条（附帯事業（自主事業及びバリューアップ投資）の実施）	20
第 55 条（本施設に係る内装工事）	20
第 56 条（事業者による本施設のバリューアップ投資）	20
第 57 条（県による本施設の更新投資）	21
第11章 適正な業務の確保.....	21
第 58 条（要求水準を満たす業務の実施）	21
第 59 条（財務情報等の報告・公表）	21
第 60 条（保険）	21

第 61 条（関連業務等の調整）	21
第 62 条（県による指示等）	22
第 63 条（第三者機関の設置）	22
第 64 条（業績監視実施計画書の変更）	22
第 65 条（各業務における業績監視）	23
第 66 条（サービス対価の支払い）	23
第 67 条（本契約終了時の業績監視）	23
第 68 条（要求水準等を満たさない場合の措置）	24
第 12 章 責任及び損害等の分担	24
第 69 条（責任及び損害等の分担原則）	24
第 70 条（政策変更に基づく通知の付与）	24
第 71 条（政策変更に基づく協議及び追加費用の負担）	25
第 72 条（法令改正に基づく通知の付与）	25
第 73 条（法令改正に基づく協議及び追加費用の負担）	25
第 74 条（法令改正による解除）	26
第 75 条（不可抗力に基づく通知の付与）	26
第 76 条（不可抗力に基づく協議及び追加費用の負担）	26
第 77 条（不可抗力への対応）	27
第 78 条（不可抗力による契約の終了）	27
第 79 条（臨機の措置）	27
第 80 条（当事者間の損害賠償責任）	28
第 13 章 公共施設等運営権の処分等	28
第 81 条（運営権等の処分）	28
第 82 条（資産の処分）	28
第 14 章 契約期間及び期間満了に伴う措置	28
第 83 条（契約の有効期間）	28
第 84 条（事業期間）	28
第 85 条（事業引継）	29
第 86 条（契約終了による資産の取扱い）	29
第 87 条（契約終了による事業引継後の施設の契約不適合責任）	30
第 15 章 契約の解除又は終了に伴う措置	30
第 88 条（事業者の事由による本契約の解除）	30
第 89 条（県の債務不履行等による本契約の解除）	31
第 90 条（県の任意による本契約の解除）	31
第 91 条（県の公益上の理由による本契約の解除）	31
第 92 条（県の本施設の所有権の喪失による本契約の終了）	32
第 93 条（合意による本契約の解除）	32

第 94 条（解除又は終了の効果）	32
第 95 条（運営権及び指定管理者の指定の取消一事業者の事由による解除）	32
第 96 条（損害賠償一事業者の事由による解除）	32
第 97 条（運営権及び指定管理者の指定の取消一県の事由による解除）	33
第 98 条（損害賠償一県の事由による解除）	33
第 99 条（損失補償一公益上の理由による解除）	33
第 100 条（運営権消滅及び指定管理者の指定の取消一県の所有権喪失による解除）	33
第 101 条（損失補償一所有権の消滅による終了）	34
第 16 章 誓約事項.....	34
第 102 条（事業者による誓約事項）	34
第 103 条（事業者に係る株式等）	35
第 104 条（本契約上の地位及び権利義務の譲渡等）	36
第 105 条（運営権の譲渡等）	36
第 106 条（事業者の兼業禁止等）	37
第 17 章 知的財産権.....	37
第 107 条（著作権の帰属等）	37
第 108 条（著作権の利用等）	37
第 109 条（著作権の譲渡禁止）	38
第 110 条（第三者の有する著作権の侵害防止）	38
第 111 条（第三者の知的財産権等の侵害）	38
第 112 条（知的財産権）	38
第 18 章 雜則.....	38
第 113 条（公租公課の負担）	38
第 114 条（協議）	39
第 115 条（秘密保持）	39
第 116 条（個人情報保護）	39
第 117 条（準拠法及び管轄裁判所）	40
第 118 条（書面による通知等）	40
第 119 条（暴力団等排除に関する特約条項）	41
第 120 条（疑義に関する協議）	41

第1章 総則

(目的)

第1条 本契約は、静岡県（以下「県」という。）及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

(用語等の定義等)

第2条 本契約において用いられる用語の定義は、別紙1に定めるところによる。

2 本契約における各条項の見出しへは、参考の便宜のためであり、本契約の各条項の解釈に影響を与えない。

3 本契約を構成する書面及び図面は、次の各号に掲げるとおりとし、各号において齟齬がある場合の優先順位は、列挙された順序に従う。ただし、提案書の記載内容のうち、要求水準書に記載された水準又は仕様を超えるものについては、要求水準書に優先するものとみなす。

- (1) 本契約
- (2) 基本協定書
- (3) 募集要項等
- (4) 実施方針
- (5) 提案書

(本事業の趣旨)

第3条 事業者は、公共施設等運営事業として、本施設を収益性と文化活動の促進に配慮しながら、効率的かつ適切に管理運営するという目的を十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 県は、本事業が公共施設等運営事業として、民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(責任分担の原則)

第4条 県は、本契約で別途定める場合を除き、事業者による本業務の実施に対して、何らの対価を支払う義務を負わない。

2 本契約で別途定める場合を除き、事業者はその責任で本業務を実施するものとし、本業務において事業者に生じた収入の減少、費用の増加、その他損害・損失の発生については、全て事業者が負担し、県はこれについて何らの責任も負担しない。ただし、県の責めに帰すべき事由によるものについてはこの限りではない。

(事業日程)

第5条 本事業は、別紙2に定める日程に従って実施するものとする。

2 本事業において、次の各期間を定める。

- (1) 本契約締結日から運営事業期間開始予定日の前日までを修繕・更新投資及び開業準備期間とする。
- (2) 本施設の供用を開始する日から事業期間終了日までを運営事業期間とする。
- (3) 本契約締結日から 15 年後の応当日の前日までを事業期間とする。

(本業務の概要)

第6条 本業務は、要求水準書に規定する次に掲げる業務により構成されるものとする。

- (1) 統括管理業務
- (2) 修繕・更新投資業務
- (3) 開業準備業務
- (4) 運営業務
- (5) 維持管理業務
- (6) 庭園維持管理業務
- (7) 附帯事業（自主事業及びバリューアップ投資）

(業務の実施)

- 第7条** 事業者は、本契約、募集要項等及び提案書に従い、かつ善良なる管理者の注意をもって本業務を実施しなければならない。
- 2 事業者は、本契約に関し協議が継続中であること又は協議が調わないことをもって、本業務の遂行を拒んではならない。

(本事業の資金調達)

- 第8条** 事業者が本事業を実施するための一切の費用は、本契約に別途定める場合を除き、事業者が負担するものとする。
- 2 前項の規定により事業者が負担する費用は、自己の責任において調達するものとする。
- 3 事業者は、本事業に関する資金の調達に対して、PFI 法第 75 条に規定される財政上及び金融上の支援があるときは、これが適用されるよう努めなければならない。
- 4 県は、事業者が PFI 法第 75 条の規定による法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができるよう努めるものとする。

(本事業の収入)

第9条 本契約に基づく本事業による収入は、本契約に別途定める場合を除き、全て事業者の収入とする。

(許認可の取得等)

第10条 事業者は、本契約上の事業者の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得、届出等の手続（県が単独で申請すべきものを除く。以下「許認可等手続」という。）を、

自己の責任及び費用負担において行うものとする。ただし、県が許認可の取得、届出等の手続を行う必要がある場合は、県がこれを行うものとする。

2 県は、事業者が本事業の遂行に際し必要な許認可等手続を行う際、協力を求めたときは、合理的な範囲でこれに応じるものとする。

3 事業者は、県による許認可の取得、届出等の手続に必要な資料の提出その他県の許認可取得等について県から協力を求められたときは、合理的な範囲でこれに応じるものとする。

4 事業者は、許認可等手続について、県に対して事前説明及び事後報告を行うものとし、県の請求があったときは、許認可等手続に関して作成し、又は取得した書類の写しを県に提出するものとする。

(事業者による表明及び保証並びに誓約)

第 11 条 事業者は、本契約締結日現在において、県に対して次の各号の事実を表明し保証する。

(1) 事業者は、会社法に基づき適式、有効かつ適法に設立され、存続する株式会社であること。

(2) 事業者は、本契約を締結し、履行する完全な能力を有し、本契約上の事業者の義務は、法的に有効かつ拘束力のある義務であり、事業者に対して強制執行可能であること。

(3) 事業者は、本契約を締結し、これを履行することにつき、日本国の法令等及び事業者の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授権その他一切の手続を履践していること。

(4) 本事業を実施するために必要な事業者の能力又は本契約上の義務を履行するために必要な事業者の能力に重大な悪影響を及ぼしうる訴訟、請求、仲裁又は調査は、本事業に関して係属しておらず、その見込みもないこと。

(5) 本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行は、事業者に対して適用される全ての法令等に違反せず、事業者が当事者であり若しくは事業者が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は事業者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。

(6) 事業者は、PFI 法第 29 条第 1 項第 1 号のいずれにも該当しないこと。

2 事業者は、事業期間中、本業務及びこれに付随する業務のみを行い、それ以外の業務を行わないことを誓約する。

3 事業者は、本契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、本契約に特別の定めがあるとき又は県の承諾を得たときは、この限りでない。

(事業者貸与対象資産)

第 12 条 県は、事業者との間で別紙 3 を締結し、事業者に事業者貸与対象資産を提供する。事業者貸与対象資産の品名、数量等は要求水準書附属資料に示すとおりとする。

- 2 事業者は、事業者貸与対象資産の提供を受けたときは、直ちに県に対して借用書を提出しなければならない。
- 3 事業者は、第1項により提供を受けた事業者貸与対象資産を、善良な管理者の注意をもって管理するものとし、業務の完了、本契約の終了等によって当該事業者貸与対象資産が不用となったときは、直ちにこれを県に返還するものとする。
- 4 要求水準書附属資料の内容に著しい変更があったときは、事業者の本事業に係る費用の増減について、県と事業者が協議して定める。
- 5 前各項に定める、事業者貸与対象資産及び関係資料の利用に係る一切の責任は、事業者が負担する。
- 6 事業者は、第5項に定める関係資料を善良な管理者の注意をもって管理し、当該関係資料の内容等に誤り、欠如及び不明瞭等の事実を発見した場合には、その旨を直ちに県に通知し、その確認を求めなければならない。
- 7 第5項に定める関係資料と事業者の調査結果との間に齟齬があつても、事業者が自ら調査して確認するものとし、県はこれを調査する責任を負わない。

(県の業績監視)

第13条 事業者は、県が別紙6に基づき、本業務の実施状況等の業績監視を行うことを了承し、別紙6に定められた書類等を提出するほか、県の実施する業績監視に協力しなければならない。

- 2 事業者は、県から別紙6に基づき改善勧告を受けたときは、その内容に従い改善計画を講じなければならない。
- 3 県は、別紙6に基づく業績監視の実施又は不実施を理由として、本業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

(県による現地における確認への対応)

第14条 事業者は、別紙6に従い、県による現地における確認を受ける場合は誠実に対応しなければならない。この場合において、県が確認の結果に基づき必要な指導をしたときは、事業者は、これに従わなければならない。

(債務不履行による損害)

- 第15条** 県及び事業者は、本契約上の義務の履行を怠ったときは、本契約上に別段の定めがある場合を除き、それにより相手方に生じた損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、県又は事業者が本契約に基づいて履行すべき金銭債務の履行を遅延したときは、遅延日数に応じ、履行期日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息をそれぞれ相手方に支払うものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第16条 事業者は、本事業の実施に際し、何らかの損害を第三者に生じさせる可能性のある事故、紛争等が発生した場合、速やかに県にその内容を報告するとともに、自己の責任及び費用負担において解決に当たるものとする。

2 事業者が、本事業の実施により、第三者に損害を及ぼした場合、事業者は、当該損害の一切を当該第三者に対して賠償しなければならない。ただし、当該損害のうち県の責めに帰すべき事由により生じたものについては、この限りではない。

3 本業務の実施に伴い通常避けることができない騒音、臭気、振動その他の理由により、事業者が第三者に対して損害を及ぼした場合も前項と同様とする。

4 第2項本文の規定にかかわらず、第三者に対して県が損害を賠償した場合、県は事業者に対して当該賠償した金額（ただし、県の責めに帰すべき事由によるものを除く。）を求償するものとする。事業者は、県からの請求を受けた場合には、速やかにこれを支払わなければならない。

5 前各項の場合その他本事業の実施に関して第三者との間に紛争を生じた場合においては、県及び事業者が協力してその解決に当たるものとする。

(要求水準書の変更)

第17条 県は、要求水準書に定める内容の変更事由が生じたときは、要求水準書を変更することができるものとする。

2 県は、前項に従い要求水準書を変更する場合、変更内容を事前に事業者に通知して、要求水準書の変更を行うものとする。この場合において、事業者に発生する費用の追加又は減少に伴うサービス対価の変更その他、本契約の変更が必要となるときは、県及び事業者は必要に応じて変更契約を締結するものとする。

(近隣対策及び近隣対応)

第18条 事業者は、自己の責任及び費用負担において、本業務を実施するに際しての合理的に要求される範囲の近隣対策及び近隣対応（近隣からの要望に対する対応を含む。）を実施するものとする。なお、近隣対策又は近隣対応の実施について、事業者は、県に対して事前及び事後にその内容及び結果を報告するものとし、県は事業者に対して合理的な範囲で必要な協力をを行うものとする。

2 前項にかかわらず、近隣住民の要望、クレーム等で本施設の整備・運営方針等（提案書で定めるもの及び事業者が定めるものを除く。）に関するものは県が対応する。本施設の整備・運営方針等に関する要望、クレーム等を事業者が受け付けたときは、誠実に窓口対応を行い、その内容を速やかに県に連絡するものとする。

(緊急事態等対応)

第19条 県又は事業者は、緊急事態が発生したと判断する事態が生じた場合には、直ちに

相手方に対し通知するものとする。県及び事業者は、かかる通知を受けた場合、当該状況を速やかに解消すべく可能な限り努力するものとする。

2 県は、前項に定める通知を受け取り又は自己で該当する事態の発生を認識した場合その他 PFI 法第 29 条第 1 項に定める事由が生じたと判断したときは、同条第 2 項の規定に基づく聴聞を行った上で、同条第 1 項の規定に基づき、県の判断で、必要な期間、必要な範囲において運営権の行使の停止を命ずることができる。この場合、県は、当該停止した本事業を自ら行い、又は県の指定する者をして行わせることができ、事業者は、県の要請に応じてかかる実施に協力（事業者が所有する資産についての県による一時的使用、締結している契約についての県による一時的承継その他の協力を含むが、これらに限られない。）するものとする。

3 前項の規定に基づき運営権の行使が停止された場合、県は、PFI 法第 27 条第 1 項の規定に基づき運営権登録令に定める手続に従い、これを登録するとともに、当該停止が同法第 29 条第 1 項第 2 号に規定する事由によるときは、事業者に対して、同法第 30 条第 1 項の規定に基づいて通常生ずべき損失（事業者の責めに帰すべき事由によって発生した損失等を除く。）を補償する責任を負う。

第 2 章 業務実施体制等

（業務実施体制）

第 20 条 事業者は、事業期間中、本業務を実施するために必要な人員（必要な有資格者を含む。）を確保し、本契約、要求水準書及び提案書に従い、本事業を実施するための体制を構築し、維持しなければならない。

（統括責任者）

第 21 条 事業者は、要求水準書及び提案書に基づき、統括責任者を選任し、事業期間中において配置しなければならない。

2 事業者は、前項に基づき統括責任者を選任したときは、速やかにその氏名、所属等を県に報告するものとする。統括責任者を変更するときも同様とする。

3 事業者は、統括責任者を変更しようとするときは、県に変更内容を説明して県の確認を得なければならない。

4 前三项のほか、統括責任者の選任に係る報告は要求水準書の定めるとおりとする。

（業務責任者）

第 22 条 事業者は、要求水準書及び提案書に従い、統括管理業務、修繕・更新投資業務、開業準備業務、運営業務、維持管理業務、庭園維持管理業務及び附帯事業（自主事業及びバリューアップ投資）のそれぞれについて業務責任者を選任し、要求水準書の定めるところにより、県に選任した旨を報告しなければならない。

(業務従事者)

第 23 条 事業者は、要求水準書及び提案書に従い、前条に掲げる各業務について業務従事者を配置するものとする。

(統括責任者の権限)

第 24 条 統括責任者は、本契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、事業期間の変更、次条第 1 項の請求の受領、第 2 項の決定及び通知、並びに本契約の解除又は変更に係る権限を除き、本契約に基づく事業者的一切の権利を行使することができる。

2 事業者は、前項の規定にもかかわらず、自らの有する権限のうちこれを統括責任者に委任せし自ら行使しようとする者があるときは、あらかじめ、当該権限の内容を県に通知しなければならない。

(統括責任者等に対する措置請求)

第 25 条 県は、統括責任者、業務責任者又は業務従事者がその業務の処理につき著しく不適当と認められるときは、事業者に対して、その理由を書面により明示し、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 事業者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、請求を受けた日から 10 日以内に県に通知しなければならない。

(第三者への委託)

第 26 条 事業者は、本事業を実施するに当たり、事前に県に届け出た上で、本事業を構成する各業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。なお、事業者は本業務の全部を包括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

2 事業者は、前項の規定により業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせた場合、当該第三者との契約の写しを県に提出しなければならない。

3 事業者は、第 1 項（の規定により各業務を委託し、又は請け負わせた第三者（以下「受託・請負者」という。）を変更する場合も前二項の規定に従うものとする。

4 第 1 項の規定による各業務の委託又は請負は、全て事業者の責任において行うものとし、受託・請負者その他本事業の各業務に関して使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

5 事業者と受託・請負者との契約は、次の条件に従うものとし、これらのうちいずれか 1 つ以上に反する契約は、その効力を有しないものとする。

（1）事業者と受託・請負者との契約の期間が本事業の契約期間を超えないこと（本契約が途中で解除され、又は終了した場合は、その解除又は終了をもって事業者と受託・請負者との契約も終了すること。）。

（2）事業者と受託・請負者との契約において、本契約と同等の守秘義務が定められていること。

6 事業者は、本条の規定に基づき本事業を構成する各業務を委託し、又は請け負わせる場合、暴力団員等及びその他の関係者のいずれかに該当する者に対しては委託し、又は請け負わせないものとし、受託・請負者をして、暴力団員等及びその他の関係者のいずれかに該当する者その他県が不適切と認める者に対しては再委託又は下請負させないものとする。

(業務計画書等)

第27条 事業者は、要求水準書及び提案書に基づき、本業務に係る長期運営計画書、中期運営計画書、年間運営計画書及びセルフモニタリング実施計画書、各業務に係る業務計画書（以下総称して「業務計画書等」という。）を作成の上、要求水準書に定める手続により県に提出し、県の承認を得なければならない。

2 事業者は、前項により県の承認を受けた業務計画書等を変更しようとするときは、要求水準書に定める手続により、当該変更について県の承認を受けなければならない。

(業務報告書)

第28条 事業者は、本業務の実施の状況及び結果について、要求水準書に基づき、本業務に係る年次報告書、四半期活動報告書等（以下総称して「業務報告書」という。）を作成し、県に提出しなければならない。

2 業務報告書の県への提出手続は要求水準書の定めるところによる。

3 県は、事業者から提出を受けた業務報告書の内容を公表できるものとする。ただし、公表するときには、企業ノウハウ保持の観点から配慮を行うものとする。

第3章 公共施設等運営権の設定等

(本施設の引渡し)

第29条 県は、事業期間開始日までに、本施設を事業者に引き渡すものとする。

2 事業者は、前項による本施設の引渡しのときに、県の立会の上、本施設の状態を確認し、不具合等を認めたときは、これを県に申し立てることができる。

3 県は、前項の申立てがあったときは、申立てに係る施設の不具合等を確認し、申立てが相当と認めたときは、適切な措置をとるものとする。

(公共施設等運営権の設定及び効力発生)

第30条 本施設に係る運営権は本契約締結日以降速やかに設定されるものとし、県は事業者に対して運営権設定書を交付するものとする。ただし、運営権の設定に係るPFI法第19条第4項に定める県の議会の議決がなされたことを条件とする。

2 本契約における運営権の設定を伴う権利義務の一切は、事業期間開始日から発生するものとする。

3 事業者は、第1項による運営権設定後、自らの責任及び費用負担によりPFI法第27条

に基づく運営権の登録に必要な手続を行うものとし、県はこれに協力する。

4 県の責めに帰すべき事由により、運営事業期間開始日が運営事業期間開始予定日よりも遅延した場合、県は、かかる遅延に伴い事業者に発生した合理的な増加費用及び損害を負担する。ただし、かかる遅延に伴い未実施となった業務に係る費用は減額する。

5 本契約に別段の定めがある場合を除き、事業者の責めに帰すべき事由により、運営事業期間開始日が運営事業期間開始予定日よりも遅延した場合、事業者は、かかる遅延に伴い自らに発生した全ての増加費用及び損害を負担する。

6 本契約に別段の定めがある場合を除き、県又は事業者の責めに帰すべき事由以外の事由により、運営事業期間開始日が運営事業期間開始予定日よりも遅延した場合、事業者は、かかる遅延に伴い自らに発生した全ての増加費用及び損害について、一時的な支払等を行うものとする。また、県及び事業者は、かかる遅延に伴い事業者に発生した合理的な増加費用及び損害の最終的な負担方法について、誠実に協議する。

(公共施設等運営権に基づく業務の開始)

第31条 事業者は、事業期間開始日から運営権に基づく業務を開始しなければならない。

2 事業者は、運営権に基づく業務を開始したときは、PFI法第21条第3項の規定に基づき、遅滞なく、その旨を県に届け出なければならない。

(指定管理者の指定)

第32条 県は、施設設置管理条例第〔〕条に基づき、事業者を本施設に係る指定管理者に指定し、運営事業期間開始予定日以降、本施設について施設設置管理条例第〔〕条各号の業務を行わせる。

2 事業者は、法令等及び本契約の定めに従い、指定管理者としての業務を誠実かつ適正に執行しなければならない。

第4章 本施設

(本施設の契約不適合責任)

第33条 第29条の規定により引き渡された本施設について、運営業務の開始以後に契約不適合が発見された場合、事業者は、当該契約不適合の存在及び内容を速やかに県に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた場合、県は、本施設の契約不適合の修補を行う。県は、本施設の建築請負事業者がそれらの工事の発注者に対して責任を負う限度で、当該契約不適合の修補を行う。ただし、県は、当該契約不適合を原因として本施設で予定されていた催事等が中止になったことにより事業者に生じた損害及び費用を負担するものとする。

3 事業者が修繕した施設・設備等について、事業期間中に契約不適合が発見された場合、当該契約不適合の修補は事業者の負担にて実施するものとする。

4 事業者は、県が契約不適合の修補を行うときは、これに協力しなければならない。

5 第2項ただし書の規定は、本施設の契約不適合による貸与品の破損、損傷又は滅失を原因として本施設で予定されていた催事等が中止になったことにより事業者に発生した損害及び費用について準用する。

(本施設の一部貸付)

第34条 事業者は、本事業の実施に当たり、事業期間中において、本施設の一部（以下「貸借部分」という。）について県との間で別紙4を締結し、当該貸借部分を第三者に利用させることができる。ただし、事前に当該第三者への貸付について県の承認を得るとともに、当該第三者との間で定期建物賃貸借契約を締結して、当該第三者に交付した事前説明書及び当該契約書の写しを県に提出しなければならない。なお、当該第三者との契約期間は、次項に定める使用貸借契約で定める使用貸借の期間を超えてはならない。

2 県と事業者は、貸借部分について、別紙4の様式による建物無償貸借契約を締結し、事業者に対して引き渡す。

3 事業者は、貸借部分について県から引き渡しを受けた後、事業期間を通じて、善良なる管理者の注意義務をもって貸借部分の管理を行うものとする。

4 事業者は、暴力団員等その他関係者のいずれかに該当する者に対しては、貸借部分の利用を認めないものとし、利用者をして、暴力団員等及びその他の関係者のいずれかに該当する者に対しては転用させないものとする。

5 事業者は、自動販売機及び屋内広告については、事業期間において本事業の目的の範囲において必要なスペースを第三者に利用させることができる。この場合、事業者は利用料金を設定し、当該第三者からの利用料金を徴収することができる。

6 前各項に基づく第三者による利用に関し、事業者は、利用規則に基づき、利用条件、利用禁止事項、原状回復、損害賠償その他必要な事項を定め、適切に運用するものとする。

第5章 統括管理業務

(統括管理業務の実施)

第35条 事業者は、事業期間中、自己の責任及び費用負担において、本契約、要求水準書、県の承認を受けた業務計画書等、提案書に従って、統括管理業務を実施するものとする。

2 事業者は、法令等及び本契約の定めに従い、統括管理業務を誠実かつ適正に実施しなければならない。

3 事業者は、運営事業期間中、統括管理業務の実施にあたり、指定管理者として本施設を管理し、本施設について、施設設置管理条例第〔〕条各号の業務を行う。

(統括管理業務実施体制の確認)

第36条 事業者は、統括管理業務の開始に先立ち、統括管理業務の実施に必要な人員等（必要な有資格者を含む。）を確保しなければならない。

2 事業者は、前項に規定する必要な人員の確保等の実施後、本契約、要求水準書、県の承

認を受けた業務計画書等及び提案書に従って統括管理業務を遂行することが可能となつた時点において、県に対して、その旨を報告するものとし、あわせて、業務の遂行に当たつての管理体制、業務分担、緊急連絡体制等の業務に必要な書類を県に提出し、県の確認を受けるものとする。

第6章 修繕・更新投資及び開業準備業務

(修繕・更新投資及び開業準備業務の実施)

第37条 事業者は、修繕・更新投資及び開業準備期間の始期以降、運営事業期間開始予定日の前日まで、自己の責任及び費用負担において、本契約、要求水準書、県の承認を受けた業務計画書等、提案書に従つて、修繕・更新投資及び開業準備業務を実施するものとする。

2 事業者は、法令等及び本契約の定めに従い、修繕・更新投資及び開業準備業務を誠実かつ適正に実施しなければならない。

(修繕・更新投資及び開業準備業務実施体制の確認)

第38条 事業者は、開業準備業務の開始に先立ち、修繕・更新投資及び開業準備業務の実施に必要な人員等（必要な有資格者を含む。）を確保しなければならない。

2 事業者は、前項に規定する必要な人員の確保等の実施後、本契約、要求水準書、県の承認を受けた業務計画書等及び提案書に従つて修繕・更新投資及び開業準備業務を遂行することが可能となつた時点において、県に対して、その旨を報告するものとし、あわせて、業務の遂行に当たつての管理体制、業務分担、緊急連絡体制等の業務に必要な書類を県に提出し、県の確認を受けるものとする。

(開業準備業務における職員配置等)

第39条 事業者は、運営業務の業務計画書等に従い、本契約締結日以降において、本施設の開業に向けた職員配置、来場者対応等準備を行うとともに、文化ネットワーク事務局との連携、開業までの本施設の維持管理を行うものとする。

(調査)

第40条 事業者は事業敷地（既存建物等を含む。以下、本条において同じ。）における測量、地盤調査その他施設整備業務の実施に関する調査を、県の承認を受けた場合には、自ら実施し、又は受託・請負者をして実施させることができる。

2 事業者は、第29条第3項又は第33条第2項の適用がある場合を除き、前項に定める調査又はその調査結果に係る一切の責任及び費用並びに当該調査の不備及び誤り等から生じる一切の責任及び増加費用を負担する。

3 事業者は、第1項の規定に従つて調査を行つた結果、新たな事情が判明した場合（土壤汚染、地中障害物及び埋蔵文化財の存在を除く。）には、第5項の規定により県が負担する

ものを除き、その対策費を負担する。なお、事業者は、新たな事情が判明した旨を県に申し立てることができる。

4 事業者は、第1項の規定に従って調査を行った結果、事業敷地に関する土壤汚染、地中障害物及び埋蔵文化財の存在について、募集要項等で規定されていなかったこと又は募集要項等で規定されていた事項が事実と異なっていたことにより、事業者が本契約に従って本事業を履行することができない又は事業者が本事業を履行することができても事業者に著しい増加費用が発生することが判明した場合には、その旨を直ちに県に通知しなければならない。

5 前項の場合において、本施設の引渡しの遅延が避けられないときは、県は、事業者と協議の上、引渡予定日を変更できる。また、県は、前項の場合において生じる合理的な範囲内の増加費用を負担するほか、第3項に定める事業者の申立てを相当と認めたときは、適切な措置を取ることとする。

(調査における第三者の使用等)

第41条 事業者は、前条に定める調査の全部又は一部に係る業務を第三者に委任し、若しくは請け負わせようとするとき又は受託・請負者をして当該業務を第三者に委任させ、若しくは請け負わせようとするときは、当該業務の委任又は請負に係る契約締結予定日の14日前までに、県に対し、当該第三者の氏名又は商号及び住所等の必要な事項を通知するとともに、当該契約書案を提示し、県の確認を得なければならない。また、当該契約書の主たる内容を変更しようとするときも同様とする。

2 事業者は、調査の実施に係る再受任者又は下請負人の使用に関する一切の責任を負うものとし、これらの責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

(本施設に係る内装工事)

第42条 事業者は、本施設に係る内装工事を自ら実施し、又は受託・請負者をして実施させることができる。

2 事業者は、前項の工事の実施に際して、職員、利用者及び近隣に悪影響を及ぼしてはならない。

3 事業者は、第1項の工事の実施に関して近隣対策が必要なときは、自己の責任及び費用において実施しなければならない。

4 修繕・更新投資業務の実施のために必要な許認可の取得、登録及び届出等の行政手続の履践は全て事業者の責任において行うものとし、許認可の取得の遅延又は取得不可、その他登録及び届出等の行政手続の遅延等により生ずる損害、追加費用（金融費用を含む。）等は、全て事業者が負担する。

5 事業者は、第1項の工事の実施により第三者に損害を生じさせたときは、事業者が全てこれを賠償しなければならない。

(事業期間開始予定日の通知)

第43条 県は、本施設に係る運営権を設定する予定日を定めて、当該設定日の1か月前までに事業者に対して通知しなければならない。

(運営事業期間開始予定日の変更とサービス対価等の調整)

第44条 県が定めた運営事業期間開始予定日に変更が生じ、当該変更により本事業の費用又は収入に合理的な影響が見込まれる場合、県及び事業者は、月数その他合理的な指標に応じたサービス対価その他本契約条件の必要な調整について誠実に協議する。

第7章 運営業務

(運営業務の実施)

第45条 事業者は、事業期間中、自己の責任及び費用負担において、本契約、要求水準書、県の承認を受けた業務計画書等、提案書に従って、運営業務を実施するものとする。

2 事業者は、法令等及び本契約の定めに従い、運営業務を誠実かつ適正に実施しなければならない。

3 事業者は、運営事業期間中、運営業務の実施にあたり、指定管理者として本施設を管理し、本施設について、施設設置管理条例第〔〕条各号の業務を行う。

(運営業務実施体制の確認)

第46条 事業者は、運営業務の開始に先立ち、運営業務の実施に必要な人員等（必要な有資格者を含む。）を確保しなければならない。

2 事業者は、前項に規定する必要な人員の確保後、本契約、要求水準書、県の承認を受けた業務計画書等及び提案書に従って運営業務を遂行することが可能となった時点において、県に対して、その旨を報告するものとし、あわせて、業務の遂行に当たっての管理体制、業務分担、緊急連絡体制等の業務に必要な書類を県に提出し、県の確認を受けるものとする。

(本施設の利用等)

第47条 事業者は、公共施設等運営権に基づき、本契約、要求水準書、県の承認を受けた業務計画書等、提案書に従い、本施設を使用収益する。

2 前項の使用収益に当たっては、事業者は、施設設置管理条例に基づき利用料金を設定又は変更の上、本施設のうち公の施設である旧チケットセンター、旧展示棟及び庭園の利用者から利用料金を徴収することができるほか、本施設の他の施設を利用者に貸し出して使用させ、利用者から利用料金を徴収することができる。

3 事業者は、本施設の運営に必要となる駐車場を管理及び営業し、駐車場利用者から利用料金を徴収することができる。

4 事業者は、第1項で本施設を利用者に貸し出して利用させた後、その返還を受けるときは、貸し出した施設に故障や損傷、盗難がないことを確認し、故障・損傷、盗難等があ

るときは、利用者に原状回復又は損害賠償を求めなければならない。

(利用料金の設定及び收受)

第48条 事業者は、公共施設等運営権に基づき、本契約、実施方針、募集要項、要求水準書及び提案書並びに関連する法令等に従い、県の定めた金額を上限として、本施設の利用料金を設定し、本施設の利用者から当該利用料金を收受することができる。ただし、本契約で別途定める場合又は設定及び收受の根拠となる法令等が変更された場合にはこの限りではない。

2 事業者は、前項の利用料金を運営事業期間開始日までに定めて、県に届け出なければならない。

(災害・緊急事態等発生時の施設利用等)

第49条 事業者は、県の要請に従い、災害・緊急事態等発生時の本施設の利用等に協力しなければならない。なお、県が事業者に求める協力の内容・範囲は要求水準に定めるとおりとする。

2 前項の規定による災害時の本施設の利用に際して、運営権の行使の停止が必要となつた場合には、第19条の規定に準じるものとする。

3 第1項の規定による災害時の本施設の利用等により本施設の貸出の取消しや提案書に基づく事業の収入減等が生じた場合において特段の定めがない限り、県はこれを補償しない。

第8章 維持管理業務及び庭園維持管理業務

(維持管理業務及び庭園維持管理業務の実施)

第50条 事業者は、事業期間中、自己の責任及び費用負担において、本契約、要求水準書、県の承認を受けた業務計画書等及び提案書に従って、維持管理業務及び庭園維持管理業務を実施するものとする。

2 事業者は、法令等及び本契約の定めに従い、維持管理業務及び庭園維持管理業務を誠実かつ適正に実施しなければならない。

3 事業者は、運営事業期間中、維持管理業務及び庭園維持管理業務の実施にあたり、指定管理者として本施設を管理し、本施設について、施設設置管理条例第〔〕条各号の業務を行う。

4 事業者は、本施設の保全については、第57条に定める県が実施する更新投資以外で必要なものを全て実施する。

5 事業者が、本施設以外の事業敷地の維持保全につき費用（通常の必要費を含むが、これに限定されない。）を支出し、又は事業敷地の改良のための費用若しくはその他の有益費を支出しても、県は当該費用を事業者に対して負担しない。

6 前項の規定にかかわらず、事業敷地の契約不適合の修補に係る費用については、県が

これを負担する。

(維持管理業務及び庭園維持管理業務実施体制の確認)

第 51 条 事業者は、維持管理業務及び庭園維持管理業務の開始に先立ち、維持管理業務及び庭園維持管理業務の実施に必要な人員等（必要な有資格者を含む。）を確保しなければならない。

2 事業者は、前項に規定する必要な人員の確保等の実施後、本契約、要求水準書、県の承認を受けた業務計画書等及び提案書に従って維持管理業務及び庭園維持管理業務を遂行することが可能となった時点において、県に対して、その旨を報告するものとし、あわせて、業務の遂行に当たっての管理体制、業務分担、緊急連絡体制等の業務に必要な書類を県に提出し、県の確認を受けるものとする。

(施設の損壊)

第 52 条 原因の如何を問わず本施設が損壊したときの修繕・更新の取扱いは次のとおりとする。

(1) 修繕・更新が、県が行う日常的修繕・更新及び県が所有者として実施すべき大規模修繕に該当しないときは、当該修繕は事業者がその費用で実施する。

(2) 県と事業者の協議により、修繕・更新が、県が行う日常的修繕及び県が所有者として実施すべき大規模修繕に該当するときは、当該日常的修繕・更新及び大規模修繕は県がその費用で実施する。ただし、事業者が実施した更新投資、日常的修繕・更新及び事業者が第 56 条に従い実施したバリューアップ投資の対象部分について事業者が第 47 条により利用者に対して原状回復又は損害賠償を請求できるもの並びに事業者が加入する保険の保険金の支払対象となるものは、事業者がその費用で実施する。

(3) 事業者貸与対象資産に係る契約不適合又は通常劣化に起因する損傷の修補又は修繕・更新は、事業者の責任及び費用負担において実施する。

2 第 1 項に従い県又は事業者が修繕・更新を実施したときにおいて、当該修繕・更新の対象である本施設の損壊が県又は事業者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、修繕の実施者は当該損壊の帰責者に対し修繕・更新の費用を求償できるものとする。

3 修繕を実施した県及び事業者は、修繕・更新の対象である施設損害について責任ある第三者に対して当該修繕・更新の費用の支払いを請求することができる。

第 9 章 供用開始

(供用開始)

第 53 条 事業者は、運営事業期間開始予定日から本施設の供用を開始しなければならない。

2 県及び事業者は、運営事業期間開始予定日の変更その他やむを得ない事由がある場合において、事業者が、県に対し、当該事由を記載した書面により運営事業期間開始予定日

の変更を希望する旨を通知したときは、県及び事業者は、協議により運営事業期間開始予定日を変更することができる。この場合の追加費用及び損害の負担については、第30条第4項から第6項までの規定を準用する。

3 県及び事業者は、前項に従って運営事業期間開始予定日が変更された場合であっても、第84条第3項に従って延長されない限りは、事業期間が変更されるものではないことを確認する。

第10章 附帯事業（自主事業及びバリューアップ投資）

（附帯事業（自主事業及びバリューアップ投資）の実施）

第54条 事業者は、自らの責任と費用負担において、附帯事業（自主事業及びバリューアップ投資）を行うことを県に提案することができ、県の事前の承認を得た場合には、当該承認を得た附帯事業（自主事業及びバリューアップ投資）の終了日又は関連する各本施設に係る運営権が終了する日まで、法令等を遵守して、当該附帯事業（自主事業及びバリューアップ投資）を行うことができるものとする。

2 事業者は、前項に基づき県の事前の書面による承認を受けた附帯事業（自主事業及びバリューアップ投資）により得られた収入を收受することができるものとする。

（本施設に係る内装工事）

第55条 事業者は、本施設に係る内装工事を自ら実施し、又は受託・請負者をして実施させることができる。

2 事業者は、前項の工事の実施に際して、職員、利用者及び近隣に悪影響を及ぼしてはならない。

3 事業者は、第1項の工事の実施に関して近隣対策が必要なときは、自己の責任及び費用において実施しなければならない。

4 附帯事業（自主事業及びバリューアップ投資）の実施のために必要な許認可の取得、登録及び届出等の行政手続の履践は全て事業者の責任において行うものとし、許認可の取得の遅延又は取得不可、その他登録及び届出等の行政手続の遅延等により生ずる損害、追加費用（金融費用を含む。）等は、全て事業者が負担する。

5 事業者は、第1項の工事の実施により第三者に損害を生じさせたときは、事業者が全てこれを賠償しなければならない。

（事業者による本施設のバリューアップ投資）

第56条 事業者は、県との協議の上、募集要項等に定める本施設のバリューアップ投資を行うことができる。

2 事業者がバリューアップ投資を行う場合の手続、費用負担及びバリューアップ投資による資産の所有権の帰属等は募集要項等の定めるとおりとする。

(県による本施設の更新投資)

第 57 条 県は、事業者からの申入れにより事業者との協議を実施し必要と判断した場合又は自ら必要と判断した場合は、自らの責任及び費用負担により、本施設の更新投資を行うことができ、事業者はかかる更新投資の実施に協力しなければならない。なお、当該更新投資部分は、本施設に含まれるものとして運営権の効果が及ぶものとする。

2 県は、前項の規定による更新投資を行う場合は、事前に事業者に通知するものとする。

3 第 1 項に基づき行われる更新投資の内容が、事業者に著しい費用の増加若しくは業務量の増加又は損害の発生をもたらすことが予想されるものである場合には、県は事前に事業者と協議し、合意の上で当該更新投資を実施するものとする。かかる場合、県及び事業者は協議により本契約の変更を行うことができる。

第 11 章 適正な業務の確保

(要求水準を満たす業務の実施)

第 58 条 事業者は、自らの責任及び費用負担において、社会情勢や当該施設に対する要請の変更等に応じて要求水準を満たす方法により本事業を実施しなければならない。

2 県は、本事業が要求水準を満たし適正かつ確実に遂行されているか否かを確認するため、別紙 6 に基づき業績監視を行う。

(財務情報等の報告・公表)

第 59 条 事業者は、契約期間中、要求水準書に従い各事業年度の財務書類等を作成し、速やかに県に提出しなければならない。

2 事業者は、契約期間中、本事業の財務情報に関し県が必要と認めて報告を求めた事項について、遅滞なく県に報告しなければならない。

3 県は、前二項により提出又は報告を受けた事業者の財務情報等について公表することができる。

(保険)

第 60 条 事業者は、契約期間中、要求水準書に定める種類、内容及び条件の保険に係る保険契約等を自ら締結し、又は受託・請負者をして締結させ、その保険料等を自ら負担し、又は受託・請負者をして負担させるものとする。

2 事業者は、前項により保険契約を締結し、又は締結させたときは（継続、更新又は更改を含む。）、速やかに保険証券の写しを県に提出しなければならない。

(関連業務等の調整)

第 61 条 事業者は、県が本施設に関して個別に発注する第三者の業務が、本施設に関する業務遂行上密接に関連する場合は、第三者の行う業務の円滑な遂行に協力し、その遂行に必要な調整を行う。

- 2 事業者は、契約期間中において、県の実施する業務等が、本契約等に定める自らの業務の実施に関連する場合には、当該業務等の円滑な実施に協力し、必要な調整を行う。
- 3 事業者は、前各項における関連業務等が実施される場合、関連業務等を実施する第三者及びその使用人等に関する一切の責任を負わず、県又は第三者による前各項における関連業務等の実施により事業者に損害が発生したときは、県に対して当該損害の賠償を請求することができる。ただし、事業者による調整が不適当と認められる場合はこの限りでない。

(県による指示等)

第 62 条 県は、PFI 法第 28 条の規定に基づき、事業者による本事業の適正を期するため、事業者に対して、本事業の業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

- 2 前項の県の調査又は指示に従うことにより事業者に費用が発生する場合、かかる費用は事業者の負担とする。

(第三者機関の設置)

第 63 条 県は、本事業の適正な業務を確保するため、事業者の業績を監視する目的で第三者機関を設置し、これを運営する。

- 2 事業者は、前項の第三者機関に出席しなければならない。

(業績監視実施計画書の変更)

第 64 条 県は、本契約締結後事業期間が終了するまでの間、要求水準が変更された場合、県の事由により本事業の業務内容の変更が必要な場合、その他本事業の業務内容の変更が特に必要と認められる場合には、業績監視実施計画書を変更することができる。ただし、県は、あらかじめ事業者に対してその旨及び理由を記載した書面により通知し、事業者と協議を行わなければならない。

2 県及び事業者は、本契約が変更された場合、必要に応じて業績監視実施計画書を変更するものとする。

3 第 1 項又は第 2 項の業績監視実施計画書の変更が事業者の責めに帰すべき事由により行われた場合（附帯事業（自主事業及びバリューアップ投資）に係る変更を含む。）には、本契約に別段の定めがあるときを除き、これに伴う追加費用については事業者の負担とする。

4 第 1 項又は第 2 項の業績監視実施計画書の変更が県の責めに帰すべき事由により行われた場合には、これに伴う追加費用については県の負担とする。

5 第 1 項又は第 2 項の業績監視実施計画書の変更が県又は事業者の責めに帰すべき事由以外の事由により行われた場合には、本契約に別段の定めがあるときを除き、事業者は、かかる変更に伴い自らに発生した全ての増加費用について、一時的な支払等を行うものと

する。また、県及び事業者は、かかる変更に伴い事業者が一時的に支払等を行った増加費用の最終的な負担方法について、合意が成立するまでの間、誠実に協議する。

6 第1項又は第2項の業績監視実施計画書の変更は書面をもって行うものとする。

(各業務における業績監視)

第65条 統括管理業務、修繕・更新投資業務、開業準備業務、運営業務、維持管理業務、庭園維持管理業務及び附帯事業（自主事業及びバリューアップ投資）について、事業者は、業績監視実施計画書に定めるところに従い、セルフモニタリングを実施し、所定の書類を所定の期限までに、又は県の請求に従って、隨時、県に提出するものとする。

2 前項に基づき提出された書類に基づき、また、業績監視実施計画書の定めに従って、当該各業務が要求水準を満たし、かつ、提案書に基づき適正かつ確実に遂行されているか否かを県が確認するものとし、事業者は、かかる確認に必要な協力をを行う。

3 県は、前各項の業績監視により、事業者の実施する業務が要求水準を満たさず、又は事業者の提案書に基づき適正かつ確実に遂行されていないと判断した場合、別紙6に定めるところ、業務改善のための必要な措置を講じるものとする。

(サービス対価の支払い)

第66条 県は、本契約の規定に従い、事業者に対して、統括管理業務、修繕・更新投資業務、開業準備業務、運営業務、維持管理業務、庭園維持管理業務に係る対価として、別紙5及び別紙8の定めに従ってサービス対価を支払うものとする。

2 前項に定めるサービス対価の支払いは、各業務について、別紙5に定めるとおり、行われるものとする。

3 物価の変動に伴い本業務の実施に必要な費用が増減した場合その他の場合には、サービス対価の額の改定は、都度、県及び事業者が協議の上、合意して別紙9に定める。

4 県の指示により業務内容の変更を行ったことに伴う使用調整に起因して維持管理に係る費用が変動した場合には、当該費用の変動は県の負担とする。

5 事業者の責めに帰すべき事由による事業内容又は用途の変更その他使用調整に起因して維持管理に係る費用が変動した場合には、当該費用の変動は事業者の負担とする。

(本契約終了時の業績監視)

第67条 県及び事業者は、業績監視実施計画書の定めに従って、事業期間終了後の本事業に係る資産の取扱いについて協議を行うものとする。

2 事業者は、事業期間終了日の3年前の応当日まで（第84条第3項に従って事業期間が延長された場合は延長後の事業期間が終了する日の3年前の応当日まで）に、本事業に係る施設及び設備の劣化等の状況並びに当該施設及び設備の保全のために必要となる資料の整備状況を県に報告し、県の確認を受けるものとする。県及び事業者は、かかる確認内容に基づき、必要に応じて事業期間終了後の本事業に係る資産の取扱いについて協議する。

- 3 事業者は、要求水準を満たすよう、事業期間終了時までに、前二項の協議の結果を反映した修繕計画書に基づき本事業に係る施設及び設備の修繕を行うほか、必要となる資料を整備し、県の確認を受けるものとする。
- 4 事業者は、要求水準書に定める書類を事業期間終了後に県に対して提出し、県の確認を受けるものとする。

(要求水準等を満たさない場合の措置)

第 68 条 県は、本章に定める業績監視により、事業者の実施する業務が要求水準を満たしていないと判断した場合には、別紙 5、別紙 6 及び別紙 8 に規定する措置を講ずるものとする。

第 12 章 責任及び損害等の分担

(責任及び損害等の分担原則)

第 69 条 事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施に係る一切の責任を負うものとする。

2 事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、事業者の本事業の実施に関する県による承認、確認若しくは立会又は事業者から県に対する報告、通知若しくは説明を理由として、如何なる本契約上の事業者の責任を免れず、当該承認、確認若しくは立会又は報告、通知若しくは説明を理由として県は何ら責任を負担しない。

3 本契約に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施に関する一切の費用は、全て事業者が負担するものとする。

(政策変更に基づく通知の付与)

第 70 条 県は、本契約の締結後に国又は地方公共団体による政策が変更され、又は決定されたことにより次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその内容の詳細を記載した書面をもって事業者に通知しなければならない。

(1) 本契約、要求水準書、県の承認を受けた業務計画書等及び提案書に規定された条件に従って業務の全部又は一部を行うことができなくなったとき。

(2) 本契約の履行のために県又は事業者において追加的な費用が必要であると判断したとき。

(3) 要求水準書に記載された業務の一部が不要になることが判明したとき。

2 事業者は、事業者が県から前項の通知を受領した日以降において、本契約に基づく自己の義務が適用される政策に違反することとなった場合、履行期日における当該自己の義務が適用される政策に違反する限りにおいてその履行義務を免れるものとする。ただし、県及び事業者は、当該政策の変更又は決定により相手方当事者に発生する損害を最小限にするように努めなければならない。

(政策変更に基づく協議及び追加費用の負担)

第71条 事業者が県から前条第1項の通知を受領した場合、本契約に別段の定めがあるときを除き、県及び事業者は、当該政策の変更又は決定に対応するために速やかに本契約及び要求水準書並びにこれらに基づく履行義務の内容変更及び追加費用の負担（費用が減少した場合には減少分の調整）について協議しなければならない。

2 前項の協議にかかわらず、事業者が県から前条第1項の通知を受領した日から120日以内に本契約等の変更及び追加費用の負担（費用が減少した場合には減少分の調整）についての合意が成立しない場合、県が当該政策の変更又は決定に対する対応方法を事業者に通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。なお、かかる場合の追加費用は県が負担するものとし、事業者の費用が減少した場合には、当該費用相当額について県の帰属とする。

(法令改正に基づく通知の付与)

第72条 事業者は、本契約の締結後に法令等の変更が行われたことにより次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその内容の詳細を記載した書面をもって県に通知しなければならない。

- (1) 本契約、要求水準書、県の承認を受けた業務計画書等及び提案書に規定された条件に従って業務の全部又は一部を行うことができなくなったとき。
- (2) 本契約の履行のために県又は事業者において追加的な費用が必要であると判断したとき。
- (3) 要求水準書に記載された業務の一部が不要になることが判明したとき。

2 県及び事業者は、本契約に基づく自己の義務が適用される法令等に違反することとなった場合、履行期日における当該自己の義務が適用される法令等に違反する限りにおいてその履行義務を免れるものとする。ただし、県及び事業者は、当該法令等の変更により相手方当事者に発生する損害を最小限にするように努めなければならない。

(法令改正に基づく協議及び追加費用の負担)

第73条 法令等の変更により事業者に本事業の実施について合理的な増加費用及び損害が発生した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは県が当該増加費用及び損害を負担し、それ以外のときは事業者が当該増加費用及び損害を負担する。なお、事業者の逸失利益に係る増加費用及び損害、及びに附帯事業（自主事業及びバリューアップ投資）の実施に係る損害及び増加費用については、次の各号にかかわらず、事業者が全て負担する。

- (1) 統括管理業務、修繕・更新投資業務、開業準備業務、運営業務、維持管理業務又は庭園維持管理業務に関する法令の変更。
- (2) 建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法令の変更（建築物の維持管理に関する法令の変更を含む。）

(3) 統括管理業務、修繕・更新投資業務、開業準備業務、運営業務、維持管理業務又は庭園維持管理業務に関する消費税及び地方消費税の税率及び課税対象の変更(役務、物品の調達に係る消費税 及び地方消費税の変更を除く。)

(4) PFI 法に基づき実施される公共施設等の整備等に係る税制上の措置の変更

(5) 法令の変更による増加費用で資本的支出に係るもの

2 前項の規定は、県が事業者から前条第1項の通知を受領したとき当該法令等の変更に対応するため、本契約、要求水準書、県の承認を受けた業務計画書等の変更等について県と事業者が協議を行うことを妨げない。

3 県と事業者は、前項の協議が調ったときは、協議の結果に基づき、必要な契約変更、要求水準書の変更、業務計画書等及び提案書の変更等を行うものとする。

(法令改正による解除)

第 74 条 本契約締結後における法令等の改正又は制定により、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合、県又は事業者は相手方当事者と協議の上、合意により本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 県又は事業者が本事業の継続を困難と判断したとき。

(2) 本契約の履行のために多大な費用を要すると判断したとき。

2 県及び事業者は、前項の規定による本契約の解除又は終了によって発生した損害については自ら負担するものとする。

(不可抗力に基づく通知の付与)

第 75 条 事業者は、本契約の締結後に不可抗力に該当する事由の発生により、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその内容の詳細を記載した書面をもって県に通知するものとする。

(1) 本契約、要求水準書、県の承認を受けた業務計画書等及び提案書に規定された条件に従って業務の全部又は一部を行うことができなくなったとき。

(2) 本契約の履行のために県又は事業者において追加的な費用が必要であると判断したとき。

(3) 要求水準書に記載された業務の一部が不要になることが判明したとき。

2 県及び事業者は、本契約に基づく自己の義務が不可抗力により履行不能となったときは、その旨を相手方に通知した上で、当該不可抗力により影響を受ける範囲において、履行期日における当該義務の履行を免れるものとする。かかる場合において、県又は事業者は、相手方当事者に発生する損害を最小限にするよう努めなければならない。

(不可抗力に基づく協議及び追加費用の負担)

第 76 条 本契約の締結後に不可抗力により本事業継続のための追加費用又は損害が生じるときは、事業者が自ら賄う費用に該当する場合を除き、県が負担するものとする。

- 2 前項の規定は、保険等による補填がある場合、追加費用及び損害総額から控除した上で、前項の規定に従い県の負担額を算定するものとする。
- 3 県は、事業者から前条第1項の通知を受領したときは、本契約に別段の定めがある場合を除き、当該不可抗力事由に対応するため、速やかに本契約、要求水準書、県の承認を受けた業務計画書等について必要な協議を行わなければならない。
- 4 県及び事業者は、前項の協議が調ったときは、協議の結果に基づき、必要な契約変更、要求水準書の変更、業務計画書等の変更等を行うものとする。

(不可抗力への対応)

第77条 事業者は、不可抗力により本契約の全部若しくは一部が履行不能となったとき、又は本施設に重大な損害が発生したときは、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく適切な範囲内で対応を行うものとする。

- 2 前項の場合において、その事態の改善に相当の期間を要し、かつ、当該期間中、本施設の閉業が必要となるときは、事業者は、本施設の再開業にむけた回復計画を作成し、これを県に提出して県の確認を受けるものとする。
- 3 前項の場合において、本施設を再開業させるとときは、前項に従って県の確認を受けた回復計画に従うことを要する。
- 4 前各項の規定に従い不可抗力事由の対応を行う場合、県は施設管理者として施設の維持を図るため主導して事業者と協同するものとする。

(不可抗力による契約の終了)

第78条 不可抗力により本施設が滅失し、又はその大部分が損壊した場合、運営権は消滅し、本契約は当然に終了するものとする。

- 2 前三条の規定にかかわらず、県又は事業者は、本契約の締結後に不可抗力に該当する事由の発生により、本事業の継続が困難であるか、又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断したときは、相手方と協議の上、本契約の全部又は一部を解除により終了させることができる。
- 3 県及び事業者は、前二項の規定による契約の解除又は終了によって発生した損害については、第76条の規定に準じて取り扱うものとする。

(臨機の措置)

第79条 事業者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとり、災害等による損害をできる限り少なくするよう努めなければならない。

- 2 前項の場合において、事業者は、そのとった措置の内容を県に直ちに通知しなければならない。
- 3 事業者が第1項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、通常の管理行為を超えるものとして事業者がサービス対価の範囲において負担

することが適当でないと認められる部分については、県が負担する。

(当事者間の損害賠償責任)

第 80 条 本契約に別段の定めがある場合を除き、県又は事業者が本契約に定める義務に違反したことにより相手方当事者に損害が発生した場合には、相手方当事者は当該当事者に対して損害賠償を請求することができる。

第 13 章 公共施設等運営権の処分等

(運営権等の処分)

第 81 条 事業者は、県の事前の承諾を得ることなく、運営権その他本契約上の地位及び本事業について県との間で締結した契約に基づく一切の契約上の地位、これらの契約に基づく事業者の権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分（以下、本章において「処分」という。）を行ってはならない。

2 前項の定めにかかわらず、事業者は、PFI 法第 26 条第 2 項に基づく県の許可をあらかじめ得た場合には、運営権を移転することができる。

3 第 1 項の定めにかかわらず、事業者が本事業の実施に要する資金を調達するために金融機関等から借入を行う場合であって、当該借入のために運営権に対して担保権を設定するときは、県は合理的な理由なくこれに対する承諾を拒否しない。ただし、当該借入及び担保権設定に関する契約書の写しが県に提出されること、並びに県と金融機関等の間で県が受入可能な内容で担保権の設定及び実行等に係る協定書（相殺を含む県の抗弁権が当該担保権の設定及び実行の前後を問わず、担保権者に対抗できることを含む。）が締結されていることを承諾の条件とする。

(資産の処分)

第 82 条 事業者は、本事業に関して自身が所有権を有する各資産については、本契約、要求水準書、県の承認を受けた業務計画書等の規定に従う限り、自由に処分することができる。

第 14 章 契約期間及び期間満了に伴う措置

(契約の有効期間)

第 83 条 本契約は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約締結日を始期とし、次条に定める事業期間終了日まで効力を有する。

(事業期間)

第 84 条 事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、事業期間中、修繕・更新投資及び開業準備期間において修繕・更新投資及び開業準備業務を実施する。

2 事業者は、本契約締結日を始期とし、その 15 年後の応当日の前日を事業期間終了日と

する期間において、統括管理業務、運営業務、維持管理業務、庭園維持管理業務及び附帯事業（自主事業及びバリューアップ投資）を実施する。

3 事業者は、県に対して、事業期間終了日の3年前の応当日までに期間延長を希望する旨の届出を行った場合、県の承認を経た上で、募集要項等に定める期間の範囲内で、1回に限り運営事業期間を延長することができる（かかる期間延長を「オプション延長」という。）。

4 事業期間は（前項により期間延長された場合を含む。）は、いかなる理由をもっても運営権設定日の30年後の応当日の前日を越えることはできない。

5 事業期間終了日をもって運営権の存続期間の終期となり、運営権は消滅する。ただし、事業期間終了日前に本契約が解除され、又は終了した場合には、第88条から第101条までの定めに従うものとする。

（事業引継）

第85条 事業者は、事業期間終了日までに県又は県の指定する者に本事業が円滑に引き継がれるよう、自己の費用及び責任により、以下の内容を含む事業引継をしなければならない。

（1）事業者は、本事業に関して事業者が締結している契約及び維持している許認可等について県又は県の指定する者が承継を希望する場合には、県の指定する日までに、契約相手方の意向確認又は許認可等の継続等について必要かつ可能な協力をし、承継を希望する契約又は許認可等に関する資料を県又は県の指定する者に提供しなければならない。

（2）事業者は、県又は県の指定する者に運営が引き継がれるまでに、県又は県の指定する者によって行われる事業や施設が要求水準を満たしていることの確認等の評価（立入調査及び聞き取り調査を含む。）に協力しなければならない。

（3）事業者は、県の指定する日までに、本事業に関して自身が有する財務、運営及び技術（知的財産を含む第三者の使用許可が不要なライセンス並びに本施設の運営に必要なマニュアル及び使用者リスト等を含む。）に関する全ての最新文書を県又は県の指定する者に電子媒体（県又は県の指定する者が必要とする場合にはハードコピーを含む。）で提供しなければならない。なお、本号に基づき提供する最新文書の内容については、県と事業者との間で事前に協議を行った上で決定する。

（契約終了による資産の取扱い）

第86条 事業者は、事業期間終了日又はそれ以降の県が指定する日に、本施設を県又は県の指定する者に引き渡さなければならない。

2 前項の引渡しにおいては、事業者は、事業者貸与対象資産以外の備品を撤去し、更新投資に係る本施設の変更部分は更新投資前の状態に回復させた上で、県又は県の指定する者に本施設を引き渡さなければならない。ただし、更新投資に係る本施設の変更部分のうち本施設との一体性が認められる部分の取扱いについては県と事業者が協議により定める

ところによるものとする。なお、本項の規定にかかわらず、事業者は運営事業期間中、本契約等に従い、事業者貸与対象資産を適切に管理及び更新しなければならない。

3 前項にかかわらず、更新投資の対象（本施設との一体性が認められる部分を除く。）について、県又は県の指定する者は、必要と認めたものを引き継ぐことができる。なお、引継ぎの詳細については、県又は県の指定する者と事業者の協議により定めるものとする。

4 前項の協議に基づき県又は県の指定する者により資産の買い取りが行われる場合において、買い取る者が必要と認めたときは、事業者は、当該資産に関連して自らが締結している契約を当該買い取る者に承継させるために必要な措置を取るものとする。

(契約終了による事業引継後の施設の契約不適合責任)

第 87 条 県又は県の指定する者は、前条第1項の規定により引き渡された本施設（県が実施した更新投資に係る部分を除く。）に契約不適合があるときは、県又は県の指定する者が当該施設の引渡しを受けた日から2年以内に限り、事業者に対し、相当の期間を定めて、当該契約不適合の修補を請求し、又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、当該契約不適合が事業者の故意又は重大な過失により生じた場合は、請求を行うことのできる期間は10年とする。なお、事業者は、県又は県の指定する者から契約不適合の修補の請求を受けたときは、事業者の責任と負担において速やかに当該契約不適合の修補を行わなければならない。

2 前項の規定は、県又は県の指定する者が、前条の規定により事業者から各種資産を買い取った場合について準用する。

3 県又は県の指定する者は、前二項の資産が契約不適合により滅失又は毀損したときは、第1項に規定する期間内であっても県又は県の指定する者がその滅失又は毀損を知ったときから60日以内に同項の権利を行使しなければならない。

第 15 章 契約の解除又は終了に伴う措置

(事業者の事由による本契約の解除)

第 88 条 県は、次の各号の事由が発生したときは、催告することなく本契約を解除することができる。ただし、運営権に抵当権の設定が登録されている場合は、県はあらかじめ当該抵当権に係る抵当権者に契約解除を通知するものとする。

- (1) 事業者の責めに帰すべき事由により本契約の履行が不能となったとき。
- (2) 事業者が、破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算の手続又はこれらに類似する手続について事業者の株主総会若しくは取締役会でその申立てを決議したとき又は第三者（事業者の取締役を含む。）によってその申立てがなされたとき。
- (3) 事業者について、手形取引停止処分又は株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分若しくは他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置がなされたとき。
- (4) 正当な理由なく、事業者が本事業を放棄したと認められるとき。
- (5) 事業者が、本契約において定める業務報告書又は財務情報等に虚偽の記載を行った

とき。

(6) 事業者について、本事業の実施に必要となる許認可等が終了または取り消され、かつ、相当の期間内にこれを復させることが困難であって、その結果、本事業の継続が困難となったとき。

(7) 事業者が PFI 法第 29 条第 1 項第 1 号のいずれかに該当し、同条第 2 項に基づく聴聞を行った上で運営権を取り消されたとき。

(8) 別紙 6 に基づき県が本契約を解除できるとき。

(9) 事業者構成員について、基本協定書第 7 条第 5 項各号に定める事由のいずれかに該当することが判明したとき。

(10) 前各号のほか事業者が次条の規定によらず解除を申し出た場合であって、県及び事業者が協議の上、本契約を解除することに合意したとき。

2 県は、次の各号の事由が発生したときは、事業者に対して改善勧告等を行い、一定の期間内に改善策の提出及び実施を求めた上で、事業者が当該期間内に改善することができなかつたときは、解除事由を記載した書面を送付することにより、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 事業者が本契約上の誓約事項又は表明保証事項に違反したとき。

(2) 事業者がその責めに帰すべき事由により本契約上の義務を履行しないとき。ただし、前項各号に該当する場合を除くものとする。

3 前項の規定にかかわらず、県は、第 1 項各号の事由が発生した場合において、事業者に対して改善勧告等を行い、一定の期間内に改善策の提出及び実施を求めたにもかかわらず、事業者が当該期間内に改善することができないと判断したときは、解除事由を記載した書面を送付することにより、本契約の解除を求めることができる。

(県の債務不履行等による本契約の解除)

第 89 条 事業者は、県が本契約上の県の重大な義務に違反し、事業者から債務不履行を解消するのに必要な相当の期間を設けて催告したにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が解消されない場合、又は県の責めに帰すべき事由により本契約に基づく事業者の重要な義務の履行が不能となった場合は、本契約を解除することができる。

(県の任意による本契約の解除)

第 90 条 県は、本契約を継続する必要がなくなった場合その他県が必要と認める場合には、6 か月以上前に事業者に対して通知することにより、本契約を解除することができる。

(県の公益上の理由による本契約の解除)

第 91 条 県は、PFI 法第 29 条第 1 項第 2 号の規定による公益上やむを得ない必要が生じた場合には、6 か月以上前に事業者に対して通知することにより、本契約を解除することができる。

(県の本施設の所有権の喪失による本契約の終了)

第92条 県は、本施設の所有権を有しなくなった場合（不可抗力による滅失の場合を除く。）には、PFI法第29条第4項の規定に基づき、運営権は消滅し、本契約を解除することができる。

(合意による本契約の解除)

第93条 県及び事業者は第88条から前条までの規定による場合のほか、合意により本契約を終了することができる。かかる場合には、本契約に別途定めるほか、解除の効果については、県及び事業者の合意により決定する。

(解除又は終了の効果)

第94条 本章の規定に基づき本契約が解除され、又は終了した場合、前章の規定につき「運営事業期間終了日」を「本契約の解除又は終了日」に適宜読み替えて適用する。ただし、第85条柱書については、以下のように読み替えるものとする。

「本契約が第88条から第93条までの規定により解除され、又は終了した場合、事業者は県又は県の指定する者に本事業が円滑に引き継がれるよう、以下の各号の引継を含む事業引継をしなければならず、当該引継が完了したと県が認めるまでの間、引継に協力する義務を負うものとする。この場合において、当該引継に要する費用については、その解除又は終了の事由に応じて、県及び事業者のうち帰責性を有する者がこれを負担し、又は分担する。」

」

2 前項の場合において、事業者は、県又は県の指定する者による本施設の運営に係る本事業の実施に協力するため、本契約が解除又は終了した後で県が必要と認める期間、県又は県の指定する者から本施設の運営に係る事業に関し業務の委託を受ける等の協力義務を負う。

(運営権及び指定管理者の指定の取消一事業者の事由による解除)

第95条 第88条各項の規定により本契約が解除された場合、PFI法第29条第1項1号の規定による重大な違反があったものとして、PFI法第29条第2項の規定に基づく聴聞を行った上で、県は同条第1項の規定に基づき、運営権を取り消し、県及び事業者は、運営権登録令に規定される手続に従い、遅滞なく運営権の抹消登録を行い、本施設に係る指定管理者の指定を取消すものとする。かかる場合、運営権の抹消手続に係る費用は事業者が負担するものとする。

(損害賠償一事業者の事由による解除)

第96条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、サービス対価の100分の10に

相当する金額を賠償金として（複数の企業によって構成される場合には、連帶して）支払わなければならない。

（1）第88条各項の規定により本契約が解除されたとき。

（2）事業者がその債務の履行を拒否し、又は事業者の責めに帰すべき事由によって事業者の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合、前項第2号に該当するものとみなす。

（1）事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法の規定により選任された破産管財人。

（2）事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法の規定により選任された管財人。

（3）事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法の規定により選任された再生債務者等。

3 第88条各項の規定により本契約が解除された場合、事業者はその損害分を県に賠償しなければならない。

4 前項の場合において、県は、第94条第1項によって読み替えて適用される第86条第4項の規定に基づき更新投資に係る資産を県又は県の指定する者が買い取る場合、県は、当該資産の売買代金債務と損害賠償請求権を相殺することができる。

（運営権及び指定管理者の指定の取消—県の事由による解除）

第97条 第91条の規定により本契約が解除された場合、県は、PFI法第29条第2項の規定に基づく聴聞を行った上で、PFI法第29条第1項の規定に基づいて運営権を取り消し、県及び事業者は、運営権登録令に規定される手続に従い、遅滞なく運営権の抹消手続を行い、本施設に係る指定管理者の指定を取消すものとする。

2 前項による運営権の抹消登録に係る費用は県が負担するものとする。

（損害賠償—県の事由による解除）

第98条 第89条又は第90条の規定により本契約が解除された場合、県は、事業者に対し、事業者が被った損害を合理的な範囲で賠償する。なお、事業者の責めに帰すべき事由によって発生した損害等がある場合にはこれを除くものとする。

（損失補償—公益上の理由による解除）

第99条 第91条の規定により本契約が解除された場合、県は、事業者に対して、PFI法第30条第1項の規定に基づいて通常生ずべき損失を補償する。なお、事業者の責めに帰すべき事由によって発生した損失等がある場合にはこれを除くものとする。

（運営権消滅及び指定管理者の指定の取消—県の所有権喪失による解除）

第100条 第92条の規定により本契約が終了した場合、県及び事業者は、運営権登録令に

規定される手続に従い、遅滞なく運営権の抹消登録を行い、本施設に係る指定管理者の指定を取消すものとする。

(損失補償—所有権の消滅による終了)

第 101 条 第 92 条の規定により本契約が終了した場合、県は、事業者に対して、PFI 法第 30 条第 1 項の規定に基づいて通常生ずべき損失を補償する。なお、事業者の責めに帰すべき事由によって発生した損失等がある場合にはこれを除くものとする。

第 16 章 誓約事項

(事業者による誓約事項)

第 102 条 事業者は、本契約締結後事業期間が終了するまでの間、事業者について次に掲げる各書類の記載内容が変更された場合、変更後の書類の写しを県に提出しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 履歴事項全部証明書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 本事業に関して、事業者に融資等を行う金融機関等との間の融資等に係る契約書
- (5) 本事業に関して、事業者に融資等を行う金融機関等との間の運営権その他事業者が保有する資産並びに事業者の発行済株式に対する担保権設定に係る契約書
- (6) 本事業に関して、事業者に融資等を行う金融機関等との間の本契約その他県と事業者との間で締結された契約に基づく事業者の契約上の地位及び権利に対する担保権設定に係る契約書

2 事業者は、本契約締結後事業期間が終了するまでの間、法令等及び本契約の定めを遵守するほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事業者は、会社法に基づき設立される株式会社であること。
- (2) 事業者は、本契約を締結し、履行する完全な能力を有し、本契約上の事業者の義務は、法的に有効かつ拘束力のある義務であること。
- (3) 事業者が本契約を締結し、これを履行することにつき、日本国の法令及び事業者の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授権その他一切の手続を履践していること。
- (4) 事業者の定款の目的が本事業の遂行に限定されていること。
- (5) 本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行は、事業者に対して適用される全ての法令等に違反せず、事業者が当事者であり若しくは事業者が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は事業者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
- (6) 事業者の定款に、会社法第 326 条第 2 項に定める取締役会、監査役及び会計監査人を置く定めがあること。
- (7) 事業者の定款に、各暦年の 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終了する 1 年間

(事業者が設立された日を含む年度に当たっては、設立日から次に到来する3月31日までの期間)を事業年度とする定めがあること。

- 3 事業者は、本契約締結後事業期間が終了するまでの間、県の事前の書面による承認なくして、次に掲げる行為を行ってはならない。
- (1) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業譲渡、解散その他会社の基礎の変更
 - (2) 議決権付株式の発行（ただし、基本協定書に基づきあらかじめ認められた者にこれを割り当てる場合を除く。）
 - (3) 定款記載の目的の変更及び当該目的の範囲外の行為

(事業者に係る株式等)

第103条 事業者は議決権付株式又は完全無議決権株式を発行する場合、当該株式の発行を受ける者又はその譲受人は、時期を問わず、いずれも次に掲げる全ての条件を満たさなければならない。ただし、次に掲げる全ての条件を満たす者への譲渡後に、譲受人が地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当することとなった場合にはこの限りではない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 静岡県排除条例その他これに準ずる規程に基づく措置を受けていない者であること。
 - (3) 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (4) PFI法第9条に定める各号に規定する欠格事由に該当しないこと。
- 2 事業者は、第1項及び法令等の規定に従い、時期を問わず、完全無議決権株式を発行し、これを割り当てることができる。
- 3 議決権付株式は、会社法第2条第17号に定める譲渡制限株式でなければならない。
- 4 事業者は、第1項及び法令等の規定に従い、時期を問わず、議決権付株式を発行し、基本協定書に基づきあらかじめ認められた者以外の者にこれを割り当てる場合には、県の事前の書面による承認を得なければならない。
- 5 議決権付株式を保有する者は、自ら保有する議決権付株式につき、時期を問わず、第三者に対して譲渡、担保提供その他の処分を行う場合には、県の事前の書面による承認を得なければならない。ただし、他の議決権付株式を保有する者に対して譲渡する場合を除く。事業者は、当該株主から当該譲渡の承認を請求された場合には、当該譲渡について県の事前の書面による承認を受けていることを確認した後でなければ当該譲渡を承認してはならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、県は、議決権付株式を保有する者から、事業者の提案書に規定された融資に関連して当該金融機関等のために、その保有する議決権付株式に担保権を設定する旨の申請があった場合において、当該融資及び担保権設定に関する契約書の写しが県に提出され、県の合理的に満足する内容にて締結されているときは、合理的な理由なくして承認の留保、遅延又は拒否をしないものとする。

- 7 県は、第6項に定める譲渡につき、当該株式の譲受人が第1項の要件を満たし、かつ、当該譲渡が事業者の事業実施の継続を阻害しないと判断した場合には、当該譲渡を承認するものとする。事業者は、当該承認を得て当該譲渡が行われた場合、当該株式の譲渡先等、県が必要とする情報を報告するものとする。
- 8 前項の規定にかかわらず、事業者代表企業は、運営事業期間開始日から5年を経過する日まで、自らの議決権付株式の譲渡を行うことはできない。

(本契約上の地位及び権利義務の譲渡等)

第104条 事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、県の事前の書面による承認なくして、本契約その他県と事業者の間で締結された契約に基づく事業者の契約上の地位及び権利義務につき、譲渡、担保提供その他の処分を行うことはできない。

2 前項の規定にかかわらず、県は、事業者から、提案書に規定された融資に関連して当該金融機関等のために、本契約その他県と事業者の間で締結された契約に基づく事業者の契約上の地位及び権利に担保権を設定する旨の申請があった場合において、当該融資及び担保権設定に関する契約書の写しが県に提出されているときは、合理的な理由なくして承認の留保、遅延又は拒否をしないものとする。

(運営権の譲渡等)

第105条 事業者は、県の事前の書面による承認なくして、運営権につき、譲渡、担保提供その他の処分を行うことはできない。

2 前項の規定にかかわらず、県は、事業者から、運営権の全部又は一部の譲渡の申請があった場合、新たに事業者となる者の欠格事由や募集要項等適合性の審査等、事業者選定の際に確認した条件に照らして審査を行い、当該譲渡がやむを得ない場合であり、かつ、当該譲渡後においても運営権の存続期間の満了日まで本事業を安定的に実施継続可能であると認めたときに限り、PFI法第26条第2項に基づく許可を行うものとする。なお、県は、当該許可を与えるあたり、次に掲げる条件を付すことができる。

(1) 譲受人が、本事業における事業者の本契約上の地位を承継し、本契約に拘束されることについて、県に対して承諾書を提出すること。

(2) 譲受人が、事業者が所有し、本事業の実施に必要な一切の資産並びに契約上の地位及び権利の譲渡を受けること。

(3) 譲受人の全ての株主が県に対して基本協定書に定める株主誓約書と同様の内容の誓約書を提出すること。

3 第1項の規定にかかわらず、県は、事業者から、提案書に規定された融資に関連して当該金融機関等のために、運営権に抵当権を設定する旨の申請があった場合において、当該融資及び担保権の設定に関する契約書の写しが県に提出されているときは、合理的な理由なくして承諾の留保、遅延又は拒否をしないものとする。

(事業者の兼業禁止等)

第 106 条 事業者は、県の事前の書面による承認なくして、本事業に係る業務並びに県及び事業者が別途合意する委託業務以外の業務を行ってはならない。

第 17 章 知的財産権

(著作権の帰属等)

第 107 条 県が、本事業の募集段階又は本契約に基づき、事業者に対して提供した情報、書類及び図面等の著作権等は、県に帰属する。

(著作権の利用等)

第 108 条 県は、成果物について、県の裁量により無償で利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続するものとする。

2 県の指定する第三者が、事業者が附帯事業（自主事業及びバリューアップ投資）のために所有していた施設を買い取る場合、前項の利用の権利及び権限は、本契約終了後、県の指定する第三者も有するものとする。

3 成果物及び各本施設のうち著作権法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当するものに係る著作権法第 2 章及び第 3 章に規定する著作者の権利の帰属は、著作権法の定めるところによる。

4 事業者は、県が成果物及び各本施設を次の各号に掲げるところにより利用することができるようしなければならず、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に定める権利を自ら行使し、又は著作者をしてさせてはならない。

（1）著作者名を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は本施設の全部若しくは一部の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は県が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に利用されること。

（2）成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

（3）必要な範囲で、成果物について、複製、頒布、展示、改変、翻訳その他の修正を県が行い、又は県が委託する第三者をして行わせること。

（4）本施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。

（5）本契約終了後、本施設を増改築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。

5 事業者は、自ら次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ県の承認を得た場合及び法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関の命令により次の各号に掲げる行為を行う場合には、この限りではない。

（1）本施設の内容を公表すること。

（2）本施設の内容を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

（3）本施設に事業者の実名又は変名を表示すること。

(著作権の譲渡禁止)

第 109 条 事業者は、本施設に係る著作者の権利を第三者に譲渡し、若しくは承継し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、県の事前の書面による承認を得た場合はこの限りではない。

(第三者の有する著作権の侵害防止)

第 110 条 事業者は、成果物及び本施設（事業期間に事業者が本契約に基づき修繕等を行った部分に限る。以下、本条において同じ。）が第三者の有する著作権を侵害するものではないことを県に対して保証する。

2 事業者は、成果物又は本施設のいずれかが第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要となる措置を講じなければならないときは、その賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(第三者の知的財産権等の侵害)

第 111 条 事業者は、本契約の履行にあたり、前条の他、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（以下「知的財産権等」という。）を侵害しないこと、並びに事業者が県に対して提供する成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害していないことを県に対して保証する。

2 事業者が本契約の履行にあたり、第三者の有する知的財産権等を侵害し、又は事業者が県に対して提供するいずれかの成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害する場合には、事業者は、事業者の責めに帰すべき事由の有無の如何にかかわらず、当該侵害に起因して県に直接又は間接に生じた全ての損失、損害及び費用につき、県に対して補償及び賠償し、又は県が指示する必要な措置を講ずる。ただし、事業者の当該侵害が、県の特に指定する、施工方法又は維持管理方法等を使用したことに起因する場合には、この限りではない。

(知的財産権)

第 112 条 事業者は、知的財産権等の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、県が当該技術等の使用を指定した場合であって事業者が当該知的財産権の存在を知らなかつたときは、県は、事業者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第 18 章 雜則

(公租公課の負担)

第 113 条 本契約の履行に関連して事業者に生じる公租公課は、本契約に別段の定めがある場合を除き、事業者の負担とする。

(協議)

第 114 条 県及び事業者は、本契約において県及び事業者による協議が予定されている事由が発生したときその他信義則上必要と認められるときは、速やかに協議の開催に応じなければならない。

2 県及び事業者は、提案書の提出時に想定されない社会・経済環境の大幅な変化や県の方針変更等、事業者の経営状況に重要な影響を与える事象により、本事業の継続が困難となると認められるときは、相手方に対し協議を申し入れることができる。

(秘密保持)

第 115 条 県及び事業者は、本契約の履行に関して相手方より秘密情報として提供を受けた事項の内容を、自己の役員、従業員、代理人及びコンサルタント、事業者から本契約に基づく業務を受託し、若しくは請け負った者、金融機関等並びに事業者への出資者（以下「役員等」という。）以外の第三者に漏らし、又は本契約の履行以外の目的に使用してはならず、並びに役員等に守秘義務を遵守させなければならない。ただし、次の各号に定める場合にはこの限りではない。

- (1) 当該情報の提供を受ける前に既に自ら保有していた場合
 - (2) 本事業に関して知る前に公知であった場合
 - (3) 本事業に関して知った後、自らの責めによらないで公知となった場合
 - (4) 本事業に関して知った後、正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合
 - (5) 裁判所による開示が命じられた場合
 - (6) 事業者が、本事業に関する資金調達を図るために、合理的に必要なものとして開示する場合
 - (7) 県が法令に基づき県内部の関係部局又は関係機関に開示する場合
 - (8) その他、県又は事業者が法令等に基づき開示する場合
- 2 前項の規定は、県及び事業者による本契約の完全な履行又は本契約の終了にかかわらず有効に存続する。

(個人情報保護)

第 116 条 事業者は、本事業を遂行するに際して知り得た、県が貸与するデータ及び帳票並びに資料等に記載された個人情報並びに当該データ及び帳票並びに資料等から事業者が作成した個人情報（以下これらを「個人情報」と総称する。）を、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び静岡県個人情報保護条例（平成 21 年 12 月 25 日条例第 70 号）の規定を遵守して取り扱う責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払わなければならない。

- 2 事業者は、個人情報を、本事業の遂行以外の目的で使用してはならない。
- 3 事業者から委託等を受けた者及びその者から更に委託等を受けた者による第 1 項及び

前項の違反は、事業者による違反とみなす。

- 4 事業者は、個人情報を、本事業の業務を遂行するために必要な場合を除き、複写又は複製することはできない。
- 5 事業者は、本事業に係る各業務の管理及び運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者をして、厳重な注意をもって個人情報を管理させなければならない。
- 6 事業者は、個人情報の管理に関して漏洩その他の事故が生じた場合には、県に対し、速やかに報告する。
- 7 県は、必要に応じて、事業者による個人情報の管理状況について立入調査を行うことができ、事業者は当該立入調査に協力しなければならない。
- 8 事業者は、本事業の業務が終了後、県に対し、速やかに個人情報が記載された資料その他一切の情報媒体を返還する。
- 9 前八項に定めるほか、事業者は、個人情報の保護に関する事項について、県の指示に従わなければならない。
- 10 事業者は、事業者から委託等を受けた者及びその者から更に委託等を受けた者に前九項に定める事業者の義務と同様の義務を課し、当該者をして、県に対し当該義務を負う旨の確約書を差入れさせる。
- 11 事業者が、個人情報や守秘義務情報の漏洩をしたことにより、第三者に損害を及ぼした場合、事業者は、当該損害の一切を当該第三者に対して賠償しなければならない。ただし、当該損害のうち県の責めに帰すべき事由により生じたものについては、この限りではない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第117条 本契約は、日本国の法令等に準拠するものとし、日本国の法令等に従って解釈されるものとする。

2 本契約に係る訴訟については、静岡地方裁判所をもって合意による専属管轄裁判所とする。

(書面による通知等)

第118条 本契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾、指導、催告並びに契約終了及び解除の意思表示は、相手方に対する書面をもって行わなければならない。なお、県及び事業者は、当該請求等のあて先をそれぞれ相手方に対して別途通知するものとする。

2 本契約において書面により行われなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾、指導、催告並びに契約終了及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

3 本契約の履行に関して県と事業者の間で用いる言語は、日本語とするものとする。

4 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とするものとする。

5 本契約の履行に関して県と事業者の間で用いる計算単位は、国際単位系（SI）によるものとする。

6 本契約における期間の定めについては、民法及び商法の定めるところによるものとする。

（暴力団等排除に関する特約条項）

第 119 条 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙 7 に定めるところによる。

（疑義に関する協議）

第 120 条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は本契約の解釈に関して疑義が生じたときは、都度、県及び事業者が誠実に協議してこれを定めるものとする。

2 県及び事業者は、本契約の解釈、運用等について、別途書面をもって合意することができる。

(別紙1)

定義集

1. 要求水準書において用いられている用語は、本契約においても同一の意味を有するものとする。

2. 前項にかかわらず、本契約においては、以下に規定する意味を用いるものとする。

(1) 統括管理業務

本契約締結日から事業期間終了日までに実施される、本施設の統括管理に係る業務をいう。

(2) 修繕・更新投資業務

本契約締結日から運営事業期間開始予定日前日までに実施される、本施設の修繕・更新投資に係る業務をいう。

(3) 開業準備業務

本契約締結日から運営事業期間開始予定日前日までに実施される、本施設の開業準備に係る業務をいう。

(4) 運営業務

本契約締結日から事業期間終了日までに実施される、本施設の運営に係る業務をいう。

(5) 維持管理業務

本契約締結日から事業期間終了日までに実施される、本施設の維持管理に係る業務をいう。

(6) 庭園維持管理業務

本契約締結日から事業期間終了日までに実施される、本施設の庭園の維持管理に係る業務をいう。

(7) 附帯事業（自主事業及びバリューアップ投資）

自主事業及びバリューアップ投資を総称した、事業者が運営権事業として自らの裁量で実施する、本施設の運営に資する事業をいう。なお、事業敷地内において、事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算による事業とし、関係法令を遵守し、本施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲で提案、実施することができるものとする。

(8) 運営権

本施設について、運営権設定日付で事業者に設定された PFI 法第 2 条第 7 項に定義される

公共施設等運営権をいう。

(9) 運営権事業

本事業のうち、事業者が本施設において実施する統括管理業務、修繕・更新投資業務、開業準備業務、運営業務、維持管理業務、庭園維持管理業務及び附帯事業（自主事業及びバリューアップ投資）を総称していう。

(10) 事業者貸与対象資産

別紙3に記載の手続において県が事業者に無償で貸与する資産をいう。

(11) 運営権設定日

本事業において、運営権が設定される日をいう。

(12) 会社更生法

会社更生法（平成14年法律第154号）をいう。

(13) 会社法

会社法（平成17年法律第86号）をいう。

(14) 株主誓約書

基本協定書別紙2の様式による事業者構成員が県に対して差し入れた株主誓約書をいう。

(15) 関連業務

県が本施設に関して個別に発注する業務で、本施設に関する業務遂行上密接に関連する業務をいう。

(16) 議決権付株式

事業者の発行する株式で、事業者の株主総会における全ての決議について議決権を有する普通株式をいう。

(17) 県

静岡県をいう。

(18) 基本協定書

県と、本事業の事業者の代表企業たる〔 〕、構成員たる〔 〕との間で締結される「公共施設等運営権基本協定書（別紙を含む。）」をいう。

(19) 業務計画書等

第 27 条に定める意味を有する。

(20) 業務報告書

第 28 第 1 項に定める意味を有する。

(21) 許認可等手続

第 10 条第 1 項に定める意味を有する。

(22) 公共施設等運営事業

PFI 法第 2 条第 6 項に定めるものをいう。

(23) 更新投資

本施設に対して行われる更新に係る投資をいう。なお、事業者は、要求水準を充足する限り、原則として自らの判断で更新投資を行うことができる。また、県は、必要であると判断したときは、自ら更新投資を実施することができる。

(24) 事業敷地

本事業を実施するために本施設が所在する用地をいう。

(25) 事業者

県と本契約を締結した特別目的会社である〔 〕株式会社をいう。

(26) 事業者構成員

事業者の議決権付株式を保有する者であって、事業者代表企業以外のものをいう。

(27) 事業者代表企業

事業者の議決権付株式を保有する者であって、事業者のうち代表となる企業をいう。

(28) 実施方針

県が公表した本事業の事業者募集に係る「実施方針」をいう。

(29) 商法

商法（明治 32 年法律第 48 号）をいう。

(30) 政府契約の支払遅延防止等に関する法律

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）をいう。

(31) 成果物

各種計画書、報告書、図面及びその他事業者が本契約又は県の請求により県に提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。

(32) 提案書

本事業の募集及び選定手続において、優先交渉権者が県に提出した提案書類一式及びその他提案書類一式に関する県が優先交渉権者に対して確認した事項に対する優先交渉権者の回答（書面による回答（県に提出された書類を含む。）及び口頭による回答を含む。）をいう。

(33) 地方自治法施行令

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）をいう。

(34) 著作権法

著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）をいう。

(35) 破産法

破産法（平成 16 年法律第 75 号）をいう。

(36) PFI 法

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。

(37) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）をいう。

(38) 不可抗力

地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、内水氾濫、高潮、異常潮位、高波、異常降雨、地滑り、落盤、土砂崩壊その他等の自然災害又は戦争、戦闘行為、侵略、外敵の行動、テロ、内乱、騒擾、暴動、労働争議その他等の人為的な事象であって、県及び事業者のいずれの責めにも帰すことができない事由（県及び事業者のいずれによっても予見し得ず、又は予見できてもその損失、損害若しくは傷害の発生を防止する手段を合理的に期待できないような一切の事由）をいう。

(39) 法令等

条約、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイド

ライン、裁判所の判決、決定及び命令、仲裁判断、並びにその他の公的機関の定める全ての規定、判断及び措置等をいう。

(40) 募集要項

県が公表した本事業の事業者募集に係る「募集要項」(修正があった場合は、修正後の記述による。)をいう。

(41) 募集要項等

募集要項、県が募集要項とともに募集要項と一体をなすものとして公表した要求水準書、優先交渉権者選定基準、提案記載要領・様式集、実施契約書（案）、基本協定書（案）及び守秘義務対象開示資料（いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。）並びに県のホームページへの掲載その他の方法により公表した質問回答その他これらに関する県が発表した資料をいう。

(42) 本業務

第6条各号に掲げる業務をいう。

(43) 本契約

前文に定める意味を有する。

(44) 本契約等

本契約（別紙を含む。）、募集要項等及び提案書をいう。

(45) 本事業

本契約に基づき実施される事業をいう。

(46) 本施設

本事業の対象となる施設をいう。

(47) 民事再生法

民事再生法（平成11年法律第225号）をいう。

(48) 民法

民法（明治29年法律第89号）をいう。

(49) 優先交渉権者

県が事業者を設立する者を選ぶために実施する事業者選定手続で選定された〔〕〔によつ

て構成されるコンソーシアム] をいう。

(50) 要求水準

県が本事業の実施に当たり、要求水準書に基づき事業者に履行を求める水準をいう。なお、提案書に記載された提案内容が要求水準書等に記載された水準を上回る場合は、当該提案内容による水準を適用する。

(51) 要求水準書

本事業における各業務の実施において事業者が達成しなければならない県の要求する水準を示す書類をいい、募集要項等の一部である「要求水準書」(その後の追加及び変更を含む。)をいう。

(52) 利用規則

事業者が、実施方針、要求水準書及び提案書に従って策定する、本施設の利用に係る規則(その後の追加及び変更を含む。)をいう。

(53) 利用料金

事業者が、本施設の利用に関して収受し、自らの収入とする料金をいう。なお、本事業に係る利用料金については、法令等上、利用料金を収受し、その収入とすることが禁止されていないことを確認した上で、県の定めた金額を上限として設定・収受し、その収入とすることができる。

(別紙2)

日程表

本事業における日程は以下のとおりである。

日程	内容
本契約締結日	令和8年度中
運営権設定日	令和8年度中（本契約締結日と同日を予定）
事業期間開始日	運営権設定日
修繕・更新投資及び開業準備期間開始日	運営権設定日
修繕・更新投資及び開業準備期間終了日	運営事業期間開始予定日の前日
運営事業期間開始予定日	令和9年4月1日（予定）
運営事業期間開始日	本施設の供用を開始する日
運営事業期間終了日	運営事業期間の終了日
事業期間終了日	運営権設定日の15年後の応当日の前日 ※なお、オプション延長の場合は延長された運営事業期間の終了する日とするが、運営権の最長存続期間は運営権設定日から30年後の応当日の前日までとする。

なお、日程表の記載期日については、本契約締結時点での日程とする。

(別紙3)

事業者貸与対象資産無償貸与契約（案）

静岡県（以下「甲」という。）と〔〕株式会社（以下「乙」という。）とは、次の条項により事業者貸与対象資産無償貸与契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(使用貸借物件)

第1条 甲は、事業者貸与対象資産を乙に無償にて使用させる。なお、事業者貸与対象資産の一覧は別に示すものとする。

2 甲は、第5条に定める使用貸借期間の初日に、事業者貸与対象資産を乙に引渡したものとする。

(善管注意義務)

第2条 乙は、善良な管理者としての注意をもって事業者貸与対象資産を使用しなければならない。

(使用目的)

第3条 乙は、事業者貸与対象資産を静岡県新文化施設の運営に供する目的としてのみ使用しなければならない。

(禁止用途)

第4条 乙は、事業者貸与対象資産を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及びこれらの業の利便を図るための用に供してはならない。

2 乙は、事業者貸与対象資産を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に定める暴力団又はその他の反社会的団体、及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用に供してはならない。

3 乙は、事業者貸与対象資産を政治的用途・宗教的用途に供してはならない。

4 乙は、事業者貸与対象資産を地域住民等の生活を著しく脅かすような活動の用に供してはならない。

5 乙は、事業者貸与対象資産を悪臭・騒音・粉塵・振動・土壤汚染など近隣環境を損なうと予想される用途に供してはならない。

(使用貸借期間)

第5条 使用貸借期間は、令和〔〕年〔〕月〔〕日から令和〔〕年〔〕月〔〕日まで

の1年間とする。ただし、この期間満了の日の〔〕箇月前までに甲乙いづれからも相手方に対して文書により異議の申出がないときは、この期間はさらに1年延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(経費の負担)

第6条 乙は、事業者貸与対象資産の維持保存のため通常必要とする経費を支払わなければならない。

(禁止事項)

第7条 乙は、あらかじめ書面による甲の承認を得なければ、次の各号のいずれかに該当する行為をすることができない。

- (1) 使用目的の変更
- (2) 使用借権の譲渡又は転貸
- (3) 事業者貸与対象資産の原形の変更

(有益費等請求権の放棄)

第8条 乙は、事業者貸与対象資産に投じた有益費、必要費及びその他の費用があっても、これを甲に請求しない。

(滅失又はき損等)

第9条 乙は、事業者貸与対象資産が滅失又はき損されたときは、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

2 乙は、乙の責任に帰すべき事由により、事業者貸与対象資産が滅失又はき損、若しくは第三者に占拠されたときは、甲の指示に従い乙の負担において、これを原状に復旧しなければならない。

3 本施設の契約不適合による事業者貸与対象資産の滅失又はき損に起因する損害及び費用（当該滅失又はき損を原因として本施設において予定されていた催事等が中止になったことにより乙に生じた損害及び費用を含む。）が乙にあるときは、乙は、甲に対し賠償を請求することができる。

(届出義務)

第10条 乙又はその包括的承継人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、これを甲に届け出なければならない。

- (1) 乙の住所、氏名等に変更があったとき
- (2) 相続又は会社の合併等により使用借権の承継があったとき

(実地検査等)

第11条 乙は、年1回以上事業者貸与対象資産の状況について実地検査を行い、甲に対して報告を行わなければならない。実地検査の回数及び実施時期については、甲及び乙が協議の上、甲が決定する。

2 なお、甲は、事業者貸与対象資産について隨時その状況を実地に調査し、乙に対して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、妨げ又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約解除)

第12条 甲は、国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため事業者貸与対象資産を必要とするときは、使用貸借期間中といえども本契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用貸借期間中といえども本契約を直ちに解除することができる。

(1) 乙が、使用貸借始期から3か月以内に第3条に定める目的どおり使用を開始しないとき

(2) 乙が、本契約の条項に違反したとき

3 甲は、前項に定めるもののほか、静岡県暴力団排除条例（平成23年静岡県条例25号。以下「暴力団排除条例」という。）第6条に基づき、乙が暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。

(損害賠償)

第13条 前条第1項の規定により本契約を解除した場合において、乙に損害があるときは、乙は、甲に対し、当該損害のうち本契約の解除によって通常すべきと認められるものの賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰すべき事由によって発生した損害についてはこの限りでない。

2 前条第2項及び第3項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害があるときは、甲は、乙に対し、当該損害の賠償を請求することができる。

(原状回復義務)

第14条 乙は、使用貸借期間満了のときはその期日に、また契約解除の通知を受けたときは甲の指定する期日までに、事業者貸与対象資産を原状回復のうえ、甲乙立会のもとに甲に返還しなければならない。ただし、原状回復義務について甲と乙の協議が行われた場合は、その結果によるものとする。

2 乙が前項の義務を怠り又は履行しないときは、甲が代わってこれを施行し、その費用を乙に求償することができる。

3 前項の場合において、乙が損害を受けることがあっても、甲は、その補償の責任を負わ

ない。

(費用負担)

第 15 条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第 16 条 本契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第 17 条 本契約に関する訴えの管轄裁判所は、静岡地方裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、本契約書〔〕通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者が総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 48 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和〔〕年〔〕月〔〕日

甲（貸主）

事務所所在地	静岡市葵区追手町 9 番 6 号
名称	静岡県
代表者氏名	静岡県知事 鈴木 康友

乙（借主）

事務所所在地	〔〕
商号又は名称	〔〕
代表者氏名	〔〕

(別紙4)

建物無償賃借契約（案）

県（以下「甲」という。）と〔〕株式会社（以下「乙」という。）とは、次の条項により建物無償賃借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（使用貸借物件）

第1条 甲は、次の建物（以下「本物件」という。本物件の詳細については、別途示す「物件調書」参照のこと。）を乙に無償にて使用させる。

2 甲は、第5条に定める使用貸借期間の初日に、本物件を乙に引渡したものとする。

所在	区分	数量 (m ²)	備考

（善管注意義務）

第2条 乙は、善良な管理者としての注意をもって本物件を使用しなければならない。

（使用目的）

第3条 乙は、本物件を本契約に基づく本事業の実施及び本施設の運営に供する目的としてのみ使用しなければならない。

（禁止用途）

第4条 乙は、本物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及びこれらの業の利便を図るための用に供してはならない。

2 乙は、本物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団又はその他の反社会的団体、及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用に供してはならない。

3 乙は、本物件を政治的目的・宗教的目的に供してはならない。

4 乙は、本物件を地域住民等の生活を著しく脅かすような活動の用に供してはならない。

5 乙は、本物件を悪臭・騒音・粉塵・振動・土壤汚染など近隣環境を損なうと予想される用途に供してはならない。

（使用貸借期間）

第5条 使用貸借期間は、令和〔〕年〔〕月〔〕日から本契約（公共施設等運営権実施契約書）に定める運営事業期間終了日までとする。

(経費の負担)

第6条 乙は、使用物件の維持保存のため通常必要とする経費のほか、電気、ガス、水道及び電話等の料金を支払わなければならない。

(契約不適合の修補等)

第7条 乙は、本物件について契約不適合が発見された場合、当該契約不適合の存在及び内容を速やかに甲に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた場合、甲は、本物件の建築請負事業者がそれらの工事の発注者に対して責任を負う限度で、当該契約不適合の修補を行う。

3 乙は、甲が契約不適合の修補を行うときは、これに協力しなければならない。

(禁止事項)

第8条 乙は、あらかじめ書面による甲の承認を得なければ、次の各号のいずれかに該当する行為をすることができない。

- (1) 使用目的の変更
- (2) 使用借権の譲渡又は転貸
- (3) 本物件の原形の変更

(有益費等請求権の放棄)

第9条 乙は、本物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があっても、これを甲に請求しない。

(滅失又はき損等)

第10条 乙は、本物件が滅失又はき損、若しくは第三者に占拠されたときは、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

2 乙は、乙の責任に帰すべき事由により、本物件が滅失又はき損、若しくは第三者に占拠されたときは、甲の指示に従い乙の負担において、これを原状に復旧しなければならない。

3 甲の責めに帰すべき事由により、本物件が滅失又はき損したときは、甲の負担において、本物件を原状に復旧しなければならない。

(届出義務)

第11条 乙又はその包括的承継人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、これを甲に届け出なければならない。

- (1) 乙の住所、氏名等に変更があったとき

(2) 相続又は会社の合併等により使用借権の承継があったとき

(実地調査等)

第12条 甲は、本物件について隨時その状況を実地に調査し、乙に対して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、妨げ又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約解除)

第13条 甲は、国又は地方公共団体において、公用又は公用に供するため本物件を必要とするときは、使用貸借期間中といえども本契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用貸借期間中といえども本契約を直ちに解除することができる。

(1) 乙が、使用貸借始期から3か月以内に第3条に定める目的どおり使用を開始しないとき

(2) 乙が、本契約の条項に違反したとき

3 甲は、前項に定めるもののほか、静岡県暴力団排除条例に基づき、乙が暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。

(損害賠償)

第14条 前条第1項の規定により本契約を解除した場合において、乙に損害があるときは、乙は、甲に対し、当該損害のうち本契約の解除によって通常生ずべきと認められるものの賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰すべき事由によって発生した損害についてはこの限りでない。

2 前条第2項及び第3項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害があるときは、甲は、乙に対し、当該損害の賠償を請求することができる。

(原状回復義務)

第15条 乙は、使用貸借期間満了のときはその期日に、また契約解除の通知を受けたときは甲の指定する期日までに、甲が承認する場合及び甲の責めに帰すべき事由に起因して本契約が解除された場合を除き本物件を原状回復の上、甲乙立会のもとに甲に返還しなければならない。

2 乙が前項の義務を怠り又は履行しないときは、甲が代わってこれを施行し、その費用を乙に求償することができる。

3 前項の場合において、乙が損害を受けることがあっても、甲は、その補償の責任を負わない。

(費用負担)

第 16 条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第 17 条 本契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

(裁判管轄)

第 18 条 本契約に関する訴えの管轄裁判所は、甲の所在地を管轄する地方裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、本契約書〔 〕通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者が総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 48 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和〔 〕年〔 〕月〔 〕日

甲（貸主）

事務所所在地	静岡市葵区追手町 9 番 6 号
名称	静岡県
代表者氏名	静岡県知事 鈴木 康友

乙（借主）

事務所所在地	〔 〕
商号又は名称	〔 〕
代表者氏名	〔 〕

サービス対価の考え方

I. 基本的な考え方

静岡県（以下「県」という。）は、要求水準書に定められた要求水準が達成されていることを確認した上で、静岡県新文化施設運営事業（以下「本事業」という。）に係るサービス対価を事業者に対して事業期間にわたり支払う。本資料では、「II. 対価の構成」において本事業におけるサービス対価の基本的な構成を示すとともに、「III. 物価の変動に伴う調整」～「IV. 業績監視結果による調整」においてサービス対価の調整方法を示す。「V. 支払方法」においては、サービス対価の支払い方法について示す。

II. 対価の構成

（1）本事業のサービス対価

県は、本事業のサービス対価として、事業期間を通じて、〔 〕円（消費税及び地方消費税を含む。）を事業者に支払う。

なお、本事業のサービス対価は、下記（2）修繕・更新投資業務に対する対価（修繕・更新投資及び開業準備期間）、（3）開業準備業務に関する対価（修繕・更新投資及び開業準備期間）、及び（4）運営事業に関する対価（事業期間全体）から構成される。

（2）修繕・更新投資業務に関する対価（修繕・更新投資及び開業準備期間）

事業者は、運営権設定日から開業予定日前までの間、修繕・更新投資業務を実施し、県は、事業者に対して当該業務に係る対価を支払う。

（3）開業準備業務に関する対価（修繕・更新投資及び開業準備期間）

事業者は、運営権設定日から開業予定日前までの間、開業準備業務を実施し、県は、事業者に対して当該業務に係る対価を支払う。

（4）統括管理業務、運営業務、維持管理業務、庭園維持管理業務に関する対価（事業期間全体）

県は、統括管理業務、運営業務、維持管理業務、庭園維持管理業務の実施に対する対価を、以下の考え方に基づき事業者に支払う。初年度は開業前の期間が含まれることに留意すること。

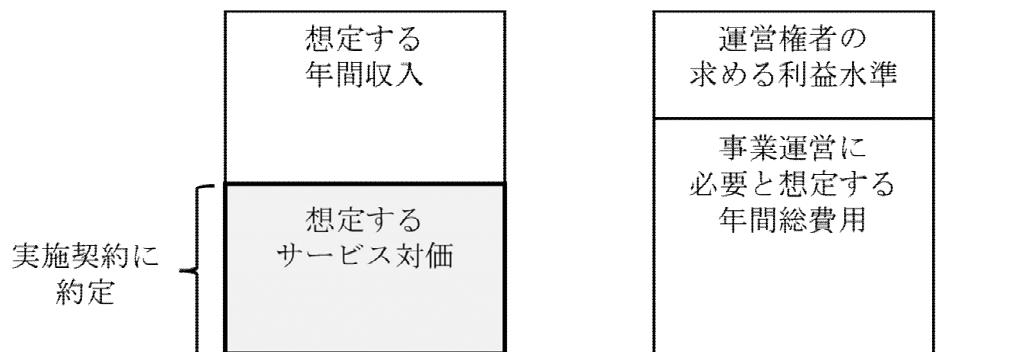
① 想定するサービス対価の考え方

県が「想定するサービス対価」として事業者に支払う金額は、必要経費の実費積上げによる算定ではなく、実施契約であらかじめ定めた、事業運営に必要と想

定する年間総費用と事業者の求める利益水準の合算額から、本事業で得られると想定する年間収入を控除した額とする。

想定する年間収入、事業者の求める利益水準、事業運営に必要と想定する年間総費用は、いずれも事業者の提案事項とする。なお、事業期間に県から事業者に支払うことのできる対価には上限額が定められており、事業者には上限内での提案が求められる（上限額は募集要項等で定める。）。

【想定するサービス対価の考え方】



② サービス対価の算定の対象範囲

ア 事業運営に必要と想定する総費用

サービス対価算定の対象となる事業運営に必要な総費用は、附帯事業（自主事業及びバリューアップ投資）を除く運営に必要な全ての費用を対象とする。なお、附帯事業（自主事業及びバリューアップ投資）はサービス対価の算定対象には含まない。

イ 事業者の利益水準

サービス対価の算定に用いる事業者の利益水準は、優先交渉権者選定時の提案に基づき、実施契約においてあらかじめ定める。

ウ 本事業で得られると想定した年間収入

サービス対価算定の対象となる事業運営で得られると想定した年間収入には、附帯事業（自主事業及びバリューアップ投資）を除く運営によって得られた全ての収入が含まれる。なお、附帯事業（自主事業及びバリューアップ投資）はサービス対価の算定対象には含まない。

III. 物価の変動に伴う調整

(1) 調整の対象及び具体的な調整方法

物価変動リスクを踏まえた年間総費用の変動に伴うサービス対価の改定の対象となる費用、改定指標及び時期は、物価の上昇が発生した場合に事業者と県の協議を実施し定めるものとする。

IV. 業績監視結果による調整

県は、業績監視の結果、別紙6に定めるレベル2の要求水準未達事項が発生したと判断した場合には、事業者に対し改善勧告を発動する。県は、改善勧告が発動された累積階数によりサービス対価の減額の幅を定め、対象年度のサービス対価を乗じることで当該年度の減額金額を決定する。

$$\text{減額金額} = \text{対価の減額率} \times \text{当該年度のサービス対価}$$

改善勧告の発動回数による対価の減額率は以下のとおり。

累計改善勧告 発動回数	サービス対価の減額率	その他罰則
1回	なし	なし
2回	0.5%	なし
3～10回	改善勧告1回につき0.5%減額率が加算	業務実施体制の変更
11～16回	改善勧告1回につき1%減額率が加算	業務実施体制の変更
17回～	なし	本契約解除の検討

なお、毎年度改善勧告の累積数は精算されるものとする。

V. 支払方法

(1) 修繕・更新投資業務に関する対価の支払い（修繕・更新投資及び開業準備期間）

県は、修繕・更新投資業務及び開業準備業務に関する対価及び消費税等を、完了届を確認したことを持って、県が事業者からの請求を適法に受理した月の翌月末までに支払う。

なお、支払日の当日が閉庁日の場合はその前日までに支払うものとする。

(2) 開業準備業務に関する対価の支払い（修繕・更新投資及び開業準備期間）

県は、修繕・更新投資業務及び開業準備業務に関する対価及び消費税等を、完了届を確認したことを持って、県が事業者からの請求を適法に受理した月の翌月末までに支払う。

なお、支払日の当日が閉庁日の場合はその前日までに支払うものとする。

(3) 統括管理業務、運営業務、維持管理業務、庭園維持管理業務に関する対価の支払い (事業期間全体)

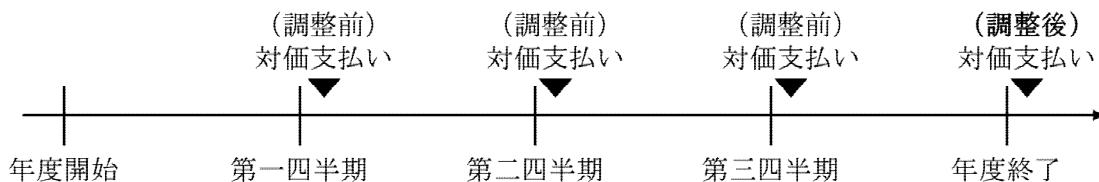
県は、別紙8に基づき、サービス対価及び消費税等を、原則として3ヶ月に1度、県が事業者からの請求を適法に受理した月の翌月末までに支払う。

なお、支払日の当日が閉庁日の場合はその前日までに支払うものとする。

(4) サービス対価の調整

県は、III.～IV.に基づいてサービス対価の調整が生じた場合には、各年度末の支払いにおいてまとめて調整を行う。なお、サービス対価の調整を要すると認める順序はIII.、IV.の順である。

事業者は、年度末に事業の実施状況を年次報告書として取りまとめ、1年度分の調整額の算定を行い、県に通知する。県は、年次報告書及び通知の内容と、物価変動に伴う調整を行った場合はその調整結果を確認の上、控除又は追加給付の検討を行う。



業績監視要領

1. 基本的な考え方

県（以下「県」という。）は、事業者から県に提供されるサービスが、常に要求水準書に定められた要求水準を達成されるようにするために、事業者の業務実施状況についてモニタリングを行う。モニタリングの結果、事業者が提供するサービスが県の要求する要求水準に達していないことが確認された場合、県は、改善勧告、サービス対価の減額等の措置を講じ、要求水準を満たすサービスが提供されるよう求めることがある。

2. 業績監視実施計画書

業績監視項目によっては、具体的な実施方法が提案による場合もあるため、本契約の締結後速やかに、事業者と県との間で協議を行い、県の承諾を得ることにより業績監視実施計画書を策定するものとする。

事業者は、業績監視実施計画書に従い、常に本事業の実施状況を点検・把握し、その結果を適切に保存するとともに、県から提出要請があった場合には速やかに提出するものとする。

業績監視実施計画書は、要求水準書に定める内容に基づき、次の内容を含むものとする。

- 実施時期
- 内容
- 組織
- 手続
- 県による業績監視プロセス

なお、要求水準記載内容の範囲内で当初想定しえなかつた事態等が発生した場合は、開業後1年の間に業績監視項目の候補として抽出し、双方協議の上で業績監視項目に追加することとする。

3. モニタリングの種類

下記のうち、県は定期業績監視と随時業績監視を実施し、事業者は自らセルフモニタリングを実施する。

種類	方法
セルフモニタリング	<ul style="list-style-type: none">事業者は、自らの業務遂行状況について適切な方法でモニタリングを行う。事業者は、要求水準の未達が発生した場合には県に報告する。事業者は、4.（1）にて定めるレベル3に該当する要求水準未達が発生した場合及び発生する恐れがある場合には県に直ちに報告する。事業者は、四半期活動報告書ととりまとめ、県に報告する。
定期業績監視	<ul style="list-style-type: none">県は、モニタリング項目に従って定期的に各業務の遂行状況を確認・評価する。県は、県及び事業者が出席する協議を定期的に（原則として四半期に一回、初年度は月一回を想定）開催し、事業者からの四半期活動報告書に基づき、各業務の履行状況が要求水準を満たしているか確認・評価する。なお、事業者は、県との協議において、要求水準未達と認められた業務について説明を行うことができるほか、罰則の妥当性について異議がある場合には、申し立てを行うことができる。
随時業績監視	<ul style="list-style-type: none">県が必要と認める場合は、随時各業務の遂行状況を確認・評価する。随時モニタリングの結果、事業者が提供するサービスが要求水準を満たしていないと判断した場合には、県は改善勧告等の措置を講じる。県は要求水準の未達が確認された事項について、回復の確認を行う。

4. 要求水準未達の場合の措置

(1) 要求水準未達のレベル別区分

要求水準未達のレベルは以下のとおり区分される。

レベル	基本的な考え方
レベル3	<ul style="list-style-type: none"> • 人命に関わる重大な事故 • 施設運営に重大な影響を及ぼす事象 • 県への虚偽報告 • 法令違反 • レベル2の要求水準未達発生後、事業者から改善計画が提出されない • レベル2の要求水準未達発生後、事業者から改善計画に基づき改善策が実行されない
レベル2	<ul style="list-style-type: none"> • 人命に関わる事故 • 施設運営に影響を及ぼす事象 • レベル1の要求水準未達発生後、1週間以内に同様の未達が発生 • レベル1の要求水準未達発生後、3日以内に当該未達が改善されない • レベル1の要求水準未達発生後、1か月以内に同様の未達が更に2回発生
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> • 上記以外

(2) レベル別要求水準未達時の取り扱い

① レベル1の要求水準未達発生時

(ア) 四半期活動報告書による報告

事業者は四半期活動報告書を四半期毎に取りまとめ、県に報告する。県は事業者により提出された四半期活動報告書を基に、サービス対価の調整を検討し、毎年度末にサービス対価の調整を行うこととする。

② レベル2の要求水準未達発生時

(ア) 改善勧告

事業者は、レベル2の要求水準未達が発生したことを直ちに県に報告する。要求水準の未達を県が確認した後、県は事業者に対し改善勧告を発動する。

(イ) 改善勧告の効果

県から事業者に対し改善勧告が発動されると、以下の表に基づきサービス対価の減額もしくは罰則が科される。

なお、毎年度改善勧告の累計数は精算されるものとする。

累計改善勧告 発動回数	サービス対価の減額率	その他罰則
1回	なし	なし
2回	0.5%	なし
3～10回	改善勧告1回につき0.5%減額率が加算	業務実施体制の変更
11～16回	改善勧告1回につき1%減額率が加算	業務実施体制の変更
17回～	なし	本契約解除の検討

(ウ) 改善計画書の提出

事業者は、県から改善勧告を受けた場合、直ちに改善計画書を作成し、県に提出する。県は、事業者の提出した改善計画書について、要求水準未達の状態の改善・復旧ができる内容であると認めた場合には、これを承認する。なお、承認に当たって、県は、合理的な範囲で計画書の変更を求めることがある。

(エ) 改善・復旧行為の実施

事業者は、県の承認を受けた改善計画書に基づき、直ちに改善・復旧行為を実施し、県に適宜報告する。県は、事業者からの改善・復旧の報告を受けた業務及び改善勧告を行った業務に対する随時モニタリングを実施し、業務の質が改善されていることを確認する。

③ レベル3の要求水準未達発生時

(ア) 本契約解除の検討もしくは業務実施体制の変更

レベル3の要求水準未達が発生したことを県が確認した後、県は当該未達の発生要因に基づき以下のとおり対処する。

要求水準未達の 発生要因	県による対処
事業者による過失	<ul style="list-style-type: none"> • 県は事業者に対し業務実施体制の変更（業務委託先の変更等）を求める。
事業者による故意又は重過失	<ul style="list-style-type: none"> • 県は本契約解除の検討を始める。

なお、事業者による過失のため要求水準の未達が発生し、県が事業者に対し業務実施体制の変更を求めても業務実施体制が変更されないもしくは当該未達事項の改善が見られない場合は、県は本契約の解除を検討するものとする。

(別紙7)

暴力団等排除に関する特約事項

(暴力団等排除に係る契約解除)

第1条 県は、事業者が、県が定める暴力団等排除に関する要綱又は手続要領等に基づく排除措置に相当する行為があったことを確認した場合には、本契約を解除することができる。かかる場合、県は何ら催告を要しないものとする。

2 県は、前項の規定により本契約を解除したときは、これによって事業者に損害が生じた場合であっても、その責めを負わないものとする。

3 契約解除に伴う措置については、事業者の事由による解除とみなして、本契約の第88条、第94条、第95条及び第96条の規定を準用するものとする。

(再委託禁止等)

第2条 事業者は、県が定める暴力団等排除に関する要綱又は手続要領等に基づく排除措置を受けた者又は県の契約から排除するよう県警察から要請があった者（以下「排除要請者」という。）に再委託してはならない。

2 事業者が排除措置を受けた者又は排除要請者に再委託していたことが判明したとき、県は事業者に対して、当該契約の解除を求めることができる。

3 前項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、事業者が負うものとする。

4 県は、第2項に規定する契約の解除を求めたにもかかわらず、事業者が正当な理由なくこれを拒否したと認められるときは、県の契約から排除する措置を講ずることができるものとする。

(不当介入に関する通報義務)

第3条 事業者は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく県への報告及び県警察の管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報並びに捜査上必要な協力をしなければならない。

2 事業者は、再委託した者が暴力団等から不当介入を受けたときは、遅滞なく事業者に対して報告するよう当該再委託した者を指導しなければならない。

3 県は、事業者が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由なく県への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、県の契約から排除する措置を講ずることができる。

(誓約書の提出)

第4条 事業者及び再委託した者は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、県が必要でないと判断した場合

はこの限りではない。

(別紙8)

四半期毎のサービス対価支払い価格

本別紙については、提案書の様式16並びに様式17を踏まえて県と事業者の合意の上で作成する。

(別紙9)

物価スライドに関する取り決め

本別紙については、県と事業者の協議を踏まえて県と事業者の合意の上で作成する。